

平成26年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第112号	専決処分の承認を求めることについて(平成26年度三豊市一般会計補正予算(第3号))	1
議案第113号	平成26年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	21
議案第114号	平成26年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	22
議案第115号	平成26年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	23
議案第116号	平成26年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	24
議案第117号	平成26年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	25
議案第118号	平成26年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	26
議案第119号	平成26年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	27
議案第120号	平成26年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	28
議案第121号	平成26年度三豊市水道事業会計補正予算(第1号)	29
議案第122号	地域審議会の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について	30
議案第123号	三豊市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について	32
議案第124号	三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の制定について	35
議案第125号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	38
議案第126号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	60
議案第127号	三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について	62
議案第128号	三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	64
議案第129号	三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部改正について	66

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第130号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	68
議案第131号	三豊市保育所条例の一部改正について	70
議案第132号	三豊市放課後児童クラブ条例の一部改正について	72
議案第133号	三観衛生組合理約の一部変更について	74
議案第134号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(三豊市)	75
議案第135号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(辻財産区)	76
議案第136号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(河内財産区)	77
議案第137号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(財田大野財産区)	78
議案第138号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(神田財産区)	79
議案第139号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(大見財産区)	80
議案第140号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(下高瀬財産区)	81
議案第141号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(桑山財産区)	82
議案第142号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(比地大財産区)	83
議案第143号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(三豊市)	84
議案第144号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(辻財産区)	85
議案第145号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(河内財産区)	86
議案第146号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(財田大野財産区)	87
議案第147号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(神田財産区)	88

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第148号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(大見財産区)	89
議案第149号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(下高瀬財産区)	90
議案第150号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(桑山財産区)	91
議案第151号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について(比地大財産区)	92
議案第152号	三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合規約の一部変更について	93
議案第153号	三観広域行政組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	94
議案第154号	市道の路線認定について(桑山小学校道支線)	95
議案第155号	市道の路線認定について(詫間137号線)	98

議案第 1 1 2 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号））

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、平成 2 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき平成 26 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので専決処分する。

平成 26 年 11 月 21 日

三豊市長 横山 忠始

平成26年度三豊市一般会計補正予算(第3号)

平成２６年度三豊市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０，２３７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４，７１３，４２４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年１１月２１日専決

三豊市長 横山 忠 始

第 1 表 歳入歳出予算補正

（ 歳 入 ） (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 県支出金		1,721,304	30,237	1,751,541
	3 県委託金	165,120	30,237	195,357
歳 入 合 計		34,683,187	30,237	34,713,424

（ 歳 出 ） (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		5,894,832	30,237	5,925,069
	4 選挙費	43,868	30,237	74,105
歳 出 合 計		34,683,187	30,237	34,713,424

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

1．総括

（歳入）

款	補正前の額
15 県支出金	1, 7 2 1, 3 0 4
歳入合計	3 4, 6 8 3, 1 8 7

（単位：千円）

補正額	計
3 0, 2 3 7	1, 7 5 1, 5 4 1
3 0, 2 3 7	3 4, 7 1 3, 4 2 4

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	5,894,832	30,237	5,925,069
歳 出 合 計	34,683,187	30,237	34,713,424

(単位：千円)

補 正 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
30,237	0	0	0
30,237	0	0	0

2. 歳入
(款) 15 県支出金

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項	目			
15 県支出金		1,721,304	30,237	1,751,541
3 県委託金		165,120	30,237	195,357
1 総務費県委託金		156,109	30,237	186,346

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 選挙費県委託金	30, 237	選挙費県委託金 30, 237

3. 歳出
(款) 2 総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
	2	総務費	5,894,832	30,237	5,925,069	30,237	0	0
		4 選挙費	43,868	30,237	74,105	30,237	0	0
		3 衆議院議員 選挙費・最 高裁判所裁 判官国民審 査費	0	30,237	30,237	30,237	0	0

(単位：千円)

一般財源	節		説明
	区分	金額	
0			
0			
0	1 報酬	2,469	非常勤職員報酬 2,469 投票管理者報酬 907 開票管理者報酬 11 投票立会人報酬 836 開票立会人報酬 141 期日前投票管理者報酬 210 期日前投票立会人報酬 364
	3 職員手当等	14,097	時間外勤務手当 14,071 宿日直手当 26
	7 賃金	1,843	賃金 1,843
	8 報償費	144	報償金 144 ポスター掲示場報償金 135 その他報償金 9
	9 旅費	8	普通旅費 8
11	需用費	2,348	消耗品費 1,282 燃料費 105 食糧費 22 印刷製本費 827 修繕料 112
	12 役務費	2,901	通信運搬費 1,634 手数料 1,245 その他保険料 22
	13 委託料	3,910	業務委託料 3,910 ポスター掲示場取付撤去等 2,484 配達業務委託料 1,426
	14 使用料及び 賃借料	966	使用料及び賃借料 966 会場使用料 164 船車借上料 73 各種システムソフト賃借料 270 機器・機材等借上料 459
	18 備品購入費	1,551	庁用器具費 1,551

補正予算給

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	2		19,440	5,878 (2.95 月)
	議 員	22	109,003		32,154 (2.95 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,400	125,458		
	計	2,424	234,461	19,440	38,032
補正前	長 等	2		19,440	5,878 (2.95 月)
	議 員	22	109,003		32,154 (2.95 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,272	122,989		
	計	2,296	231,992	19,440	38,032
比 較	長 等				
	議 員				
	そ の 他 の 特 別 職	128	2,469		
	計	128	2,469		

与 費 明 細 書

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
その他の 手 当	計			
	25,318	4,414	29,732	
	141,157	57,437	198,594	
	125,458		125,458	
	291,933	61,851	353,784	
	25,318	4,414	29,732	
	141,157	57,437	198,594	
	122,989		122,989	
	289,464	61,851	351,315	
	2,469		2,469	
	2,469		2,469	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	588		2,223,600
補 正 前	588		2,223,600
比 較			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	53,112	18,196	28,189	580
	補 正 前	53,112	18,196	28,189	580
	比 較				

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
1,073,202	3,296,802	755,945	4,052,747	教育長含む
1,059,105	3,282,705	755,945	4,038,650	教育長含む
14,097	14,097		14,097	

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当
105,931	40,801	822,156	4,237	
91,860	40,801	822,156	4,211	
14,071			26	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料		給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当	14,097	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	14,097

説 明	備 考
時間外勤務手当等	

議案第 1 1 3 号

平成 2 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 4 号

平成 2 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 5 号

平成 2 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 6 号

平成 2 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 7 号

平成 2 6 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 8 号

平成 2 6 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 9 号

平成 2 6 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 120 号

平成 26 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 2 1 号

平成 2 6 年度三豊市水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度三豊市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 2 2 号

地域審議会の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について

地域審議会の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

地域審議会の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例

地域審議会の設置等に関する協議（平成 17 年高瀬町告示第 27 号、山本町告示第 35 号、三野町告示第 20 号、豊中町告示第 39 号、詫間町告示第 23 号、仁尾町告示第 12 号、財田町告示第 8 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 3 号

三豊市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の
制定について

三豊市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例を次の
ように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号、第115条の24第1項及び第2項並びに第115条の46第4項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準及び指定介護予防支援事業者の指定の条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準の一般原則)

第2条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定する基準をもって、その基準とする。

2 地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要な基準は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）に規定する基準をもって、その基準とする。

(非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示)

第3条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防の事業を行う者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第4条 指定介護予防支援事業者等は、利用者の非常時における安全の確保を図るため、あらかじめ法に基づきサービスを提供する事業者相互間、県、市、関係機関及び地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第5条 指定介護予防支援事業者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対

して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第6条 指定介護予防支援事業者等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録等を整備し、5年間保存しなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第7条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 1 2 4 号

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の制定について

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市内の特定教育・保育施設の利用者の選考を厳正公平に行うため、三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第21号）第6条第2項及び第3項の規定に基づき、三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、特定教育・保育施設の利用者の選考に関する事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 健康福祉部長
- (3) 教育部長
- (4) 子育て支援課長
- (5) 学校教育課長
- (6) 保育所長会の代表者
- (7) 幼稚園長会の代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

「
別表中

子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000
-------------------	----------

 を
」

「

子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000
特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員	日額 8,000

」

に改める。

(最初の会議の招集)

- 3 選考委員会については、委員長が選任されるまでの間は第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議案第 1 2 5 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「41万900円」を「41万2,200円」に改める。

第16条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

第29条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第14項中「100分の0.975」を「100分の1.2375」に、「100分の65」を「100分の82.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200

	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100

	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	

74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100	388,900		
95		298,900	347,600	389,500		
96		299,300	348,000	390,100		
97		299,500	348,100	390,800		
98		299,800	348,600	391,400		
99		300,200	349,100	392,000		
100		300,600	349,400	392,600		
101		300,800	349,700	393,300		
102		301,100	350,100	393,900		
103		301,500	350,500	394,500		

	104		301,800	350,900	395,100			
	105		302,000	351,400	395,800			
	106		302,300	351,800				
	107		302,700	352,200				
	108		303,000	352,600				
	109		303,200	353,100				
	110		303,600	353,500				
	111		304,000	353,900				
	112		304,300	354,200				
	113		304,400	354,700				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800

	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500

54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500	532,500	
83		477,000	533,400	

	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任 用職 員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の		円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700

職員	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300

	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000
	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400

	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500
	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100
	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800
	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400
	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000
	81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500
	82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100
	83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700
	84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300
	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000
	86		293,000	329,600	350,900	
	87		293,200	329,800	351,200	
	88		293,400	330,200	351,500	
	89		293,800	330,600	351,900	
	90		294,000	331,000	352,200	
	91		294,200	331,400	352,600	
	92		294,400	331,800	352,900	
	93		294,800	332,200	353,300	

	94		295,000	332,400	353,600	
	95		295,200	332,800	354,000	
	96		295,500	333,100	354,300	
	97		295,900	333,300	354,600	
	98		296,200	333,600	355,000	
	99		296,500	333,900	355,400	
	100		296,800	334,200	355,800	
	101		297,100	334,400	356,300	
	102		297,300	334,700	356,700	
	103		297,600	335,100	357,100	
	104		297,900	335,300	357,500	
	105		298,200	335,400	358,000	
	106			335,700	358,400	
	107			336,100	358,800	
	108			336,300	359,200	
	109			336,500	359,700	
	110			336,900	360,100	
	111			337,300	360,500	
	112			337,700	360,900	
	113			337,900	361,400	
再任 用職 員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100

27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000

57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400

	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
	94	284,800	319,000	353,100	371,400	
	95	285,800	319,700	353,800	371,900	
	96	286,800	320,300	354,400	372,200	
	97	287,700	321,000	354,800	372,800	
	98	288,500	321,300	355,200	373,300	
	99	289,300	322,000	355,700	373,800	
	100	290,200	322,700	356,100	374,300	
	101	291,000	323,100	356,600	374,900	
	102	291,800	323,700	357,000	375,400	
	103	292,600	324,300	357,500	375,900	
	104	293,400	324,900	357,900	376,300	
	105	294,100	325,300	358,200	376,900	
	106	294,600	325,800	358,700	377,400	
	107	295,100	326,300	359,200	377,900	
	108	295,600	326,800	359,500	378,400	
	109	295,800	327,200	360,000	379,000	
	110	296,200	327,600	360,500	379,500	
	111	296,400	327,900	361,000	380,000	
	112	296,800	328,300	361,500	380,500	
	113	297,100	328,700	362,000	381,100	
	114	297,300	329,100	362,500		
	115	297,700	329,500	363,000		
	116	298,000	329,800	363,400		

117	298,300	330,000	363,800
118	298,600	330,300	364,300
119	298,900	330,700	364,800
120	299,300	330,900	365,300
121	299,600	331,100	365,700
122	300,000	331,400	366,200
123	300,400	331,700	366,700
124	300,800	332,000	367,200
125	301,000	332,200	367,600
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	334,200	
133	303,500	334,500	
134	303,800	334,900	
135	304,200	335,300	
136	304,500	335,700	
137	304,700	336,000	
138	305,000	336,400	
139	305,400	336,800	
140	305,700	337,200	
141	305,900	337,500	
142	306,300	337,900	
143	306,700	338,300	
144	307,000	338,700	
145	307,100	339,000	
146	307,400	339,400	

	147	307,700	339,800			
	148	308,100	340,200			
	149	308,300	340,500			
	150	308,500	340,900			
	151	308,800	341,300			
	152	309,100	341,700			
	153	309,500	342,000			
	154	309,700				
	155	309,900				
	156	310,200				
	157	310,600				
	158	310,900				
	159	311,200				
	160	311,500				
	161	311,900				
	162	312,200				
	163	312,500				
	164	312,800				
	165	313,200				
	166	313,500				
	167	313,800				
	168	314,100				
	169	314,500				
再任 用職 員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、
同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第29条第2項及び附則第14項の改正規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の三豊市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 1 2 6 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 7 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 8 号

三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 9 号

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部改正について

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例（平成 25 年三豊市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「300,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の規定は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

議案第 1 3 0 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成 18 年三豊市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、この条例による改正後の三豊市国民健康保険条例第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 1 3 1 号

三豊市保育所条例の一部改正について

三豊市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市保育所条例の一部を改正する条例

三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、保育所の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に保育所の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 児童の保育に関する業務
- (2) 保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する事務のうち、保育の実施の決定等市長のみの権限に属する事務を除く業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 2 号

三豊市放課後児童クラブ条例の一部改正について

三豊市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

三豊市放課後児童クラブ条例（平成 20 年三豊市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 4 条の 8」を「第 3 4 条の 8 第 1 項」に改める。

第 2 条中「三豊市立小学校に就学している概ね 1 0 歳未満の児童その他健全育成上指導を要する児童」を「三豊市立小学校に就学している児童」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 3 号

三観衛生組合理約の一部変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、観音寺市と協議の上、次のとおり三観衛生組合理約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三観衛生組合理約の一部を変更する規約

三観衛生組合理約（昭和 41 年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「設置、管理及び運営に関する事務」の次に「（平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに搬入されたし尿の処理に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 134 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について（三豊市）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 5 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（辻財産区）

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

辻財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 6 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（河内財産区）

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

河内財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 137 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（財田大野財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

財田大野財産区管理者
三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 138 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について（神田財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

神田財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 139 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（大見財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

大見財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 140 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（下高瀬財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

下高瀬財産区管理者
三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 1 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（桑山財産区）

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

桑山財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 2 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（比地大財産区）

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

比地大財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第 3 の 6 の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 3 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（三豊市）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 1 4 4 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（辻財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

辻財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 1 4 5 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（河内財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

河内財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 1 4 6 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分
について（財田大野財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市
町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、
関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の
規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

財田大野財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年
香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及
び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る
負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合におい
ては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総
合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第
13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金
の一部を処分して支払うものとする。

議案第 1 4 7 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（神田財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

神田財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 148 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（大見財産区）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

大見財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 27 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及び第 15 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 1 4 9 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（下高瀬財産区）

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

下高瀬財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 150 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分
について（桑山財産区）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市
町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、
関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の
規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

桑山財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 27 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年
香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及
び第 15 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る
負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合におい
ては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総
合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第
13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金
の一部を処分して支払うものとする。

議案第 151 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分
について（比地大財産区）

地方自治法第 289 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市
町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、
関係地方公共団体と協議の上、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の
規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

比地大財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

平成 27 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年
香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 13 条及
び第 15 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る
負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合におい
ては、負担金条例第 13 条及び第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総
合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第
13 号）第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金
の一部を処分して支払うものとする。

議案第 152 号

三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合規約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、観音寺市と協議の上、三観広域行政組合の共同処理する事務を変更し、次のとおり三観広域行政組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三観広域行政組合規約の一部を変更する規約

三観広域行政組合規約（昭和 46 年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 5 号を次のように改める。

(5) 組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務。

第 3 条第 16 号を削る。

別表中「養護老人ホーム」を「組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 5 3 号

三観広域行政組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、観音寺市と協議の上、三観広域行政組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

- 1 香川県坂出市加茂町 5 8 1 番地 2 社会福祉法人和光福祉会に譲渡する財産は、次のとおりとする。

(1) 譲渡物件

所 在 地	種 別	数 量
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1705 番 1	宅 地	14,210.30 m ²
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1705 番 4	用悪水路	14 m ²
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1705 番 5	公衆用道路	28 m ²
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1705 番 6	用悪水路	25 m ²
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1705 番 7	公衆用道路	48 m ²
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1684 番 3	公衆用道路	3.60 m ²
香川県三豊市豊中町本山字寺井甲 1684 番 4	用悪水路	3.50 m ²

- (2) 譲渡金額 金 1 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

- 2 譲渡金の処分については、三観広域行政組合同規約（昭和46年香川県知事許可）第 1 2 条第 2 項に定める養護老人ホームの負担割合に応じ、関係市へ配分する。

団 体 名	譲渡金の配分額
観 音 寺 市	75,000,000 円
三 豊 市	75,000,000 円
合 計	150,000,000 円

議案第 1 5 4 号

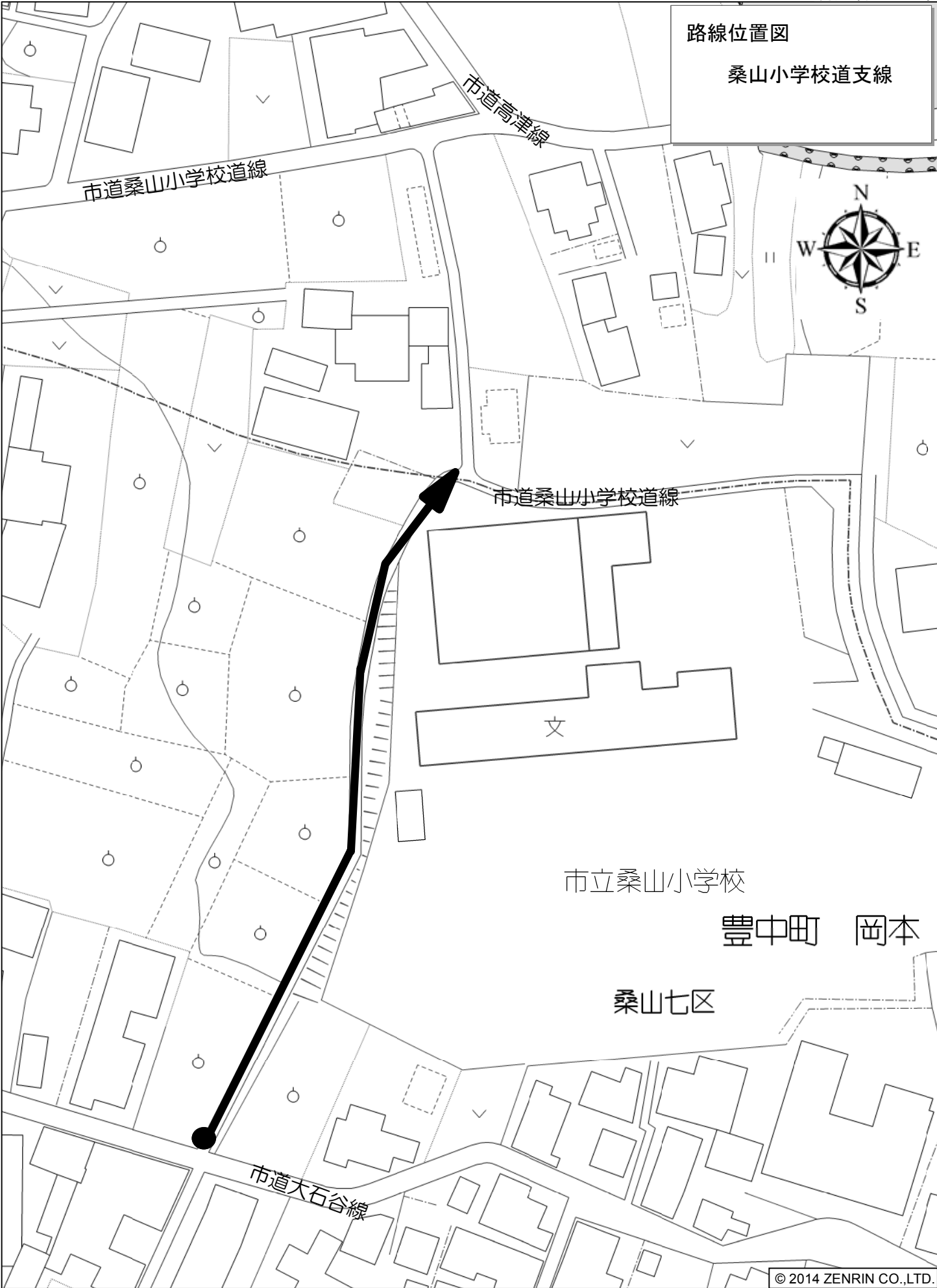
市道の路線認定について（桑山小学校道支線）

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
桑山小学校道支線	三豊市豊中町岡本字大塚 134 番 1 地先 三豊市豊中町岡本字大塚 121 番地先	



議案第 1 5 5 号

市道の路線認定について（詫間 1 3 7 号線）

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

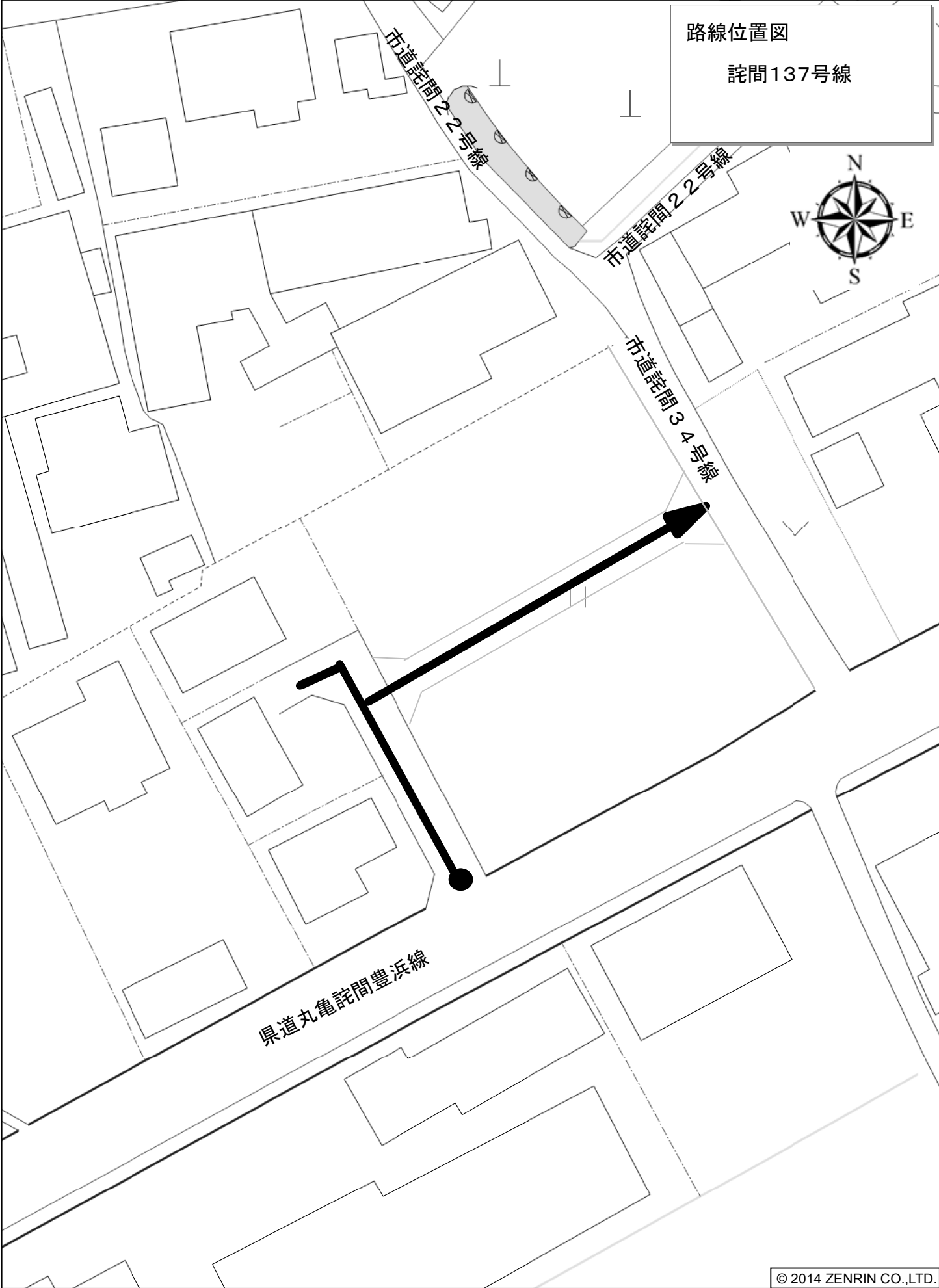
平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
詫間 1 3 7 号線	三豊市詫間町詫間字大通 324 番 7 地先 三豊市詫間町詫間字大通 334 番 7 地先	

香 川 県
三 豊 市 全 図





参考資料

平成 26 年第 4 回三豊市議会定例会 提出議案（条例、規約関係） 新旧対照表

	ページ番号
・ 議案第 122 号関係 (地域審議会の設置等に関する協議により定められた事項を変更する 条例の制定について)	102
・ 議案第 124 号関係 (三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の 制定について)	103
・ 議案第 125 号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	104
・ 議案第 126 号関係 (三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて)	116
・ 議案第 127 号関係 (三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正 について)	117
・ 議案第 128 号関係 (三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について) 例について)	118
・ 議案第 129 号関係 (三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部改正について)	119
・ 議案第 130 号関係 (三豊市国民健康保険条例の一部改正について)	120
・ 議案第 131 号関係 (三豊市保育所条例の一部改正について)	121
・ 議案第 132 号関係 (三豊市放課後児童クラブ条例の一部改正について)	122
・ 議案第 133 号関係 (三観衛生組合理約の一部変更について)	123
・ 議案第 134 号～議案第 142 号関係 (香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香 川県市町総合事務組合理約の一部変更について（三豊市・8財産区）)	124
・ 議案第 152 号関係 (三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合 規約の一部変更について)	126

【議案第 122 号関係】

三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町及び同郡財田町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について(平成17年高瀬町告示第27号/財田町告示第8号/三野町告示第20号/山本町告示第35号/仁尾町告示第12号/豊中町告示第39号/詫間町告示第23号)
一部変更 新旧対照表(抄)

変更後（案）	現 行
(設置期間) 第2条 審議会の設置期間は、合併の日から <u>平成27年3月31日</u> までとする。	(設置期間) 第2条 審議会の設置期間は、合併の日から <u>平成28年3月31日</u> までとする。

【議案第 124 号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 (平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表(抄)
 《三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例附則第2項による改正》

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000	子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000
特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員	日額 8,000		
三豊市保育所運営計画策定委員会委員	日額 8,000	三豊市保育所運営計画策定委員会委員	日額 8,000
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 125 号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第 1 条関係】

改正後 (案)	現 行
(初任給調整手当) 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万2,200円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (通勤手当) 第16条 略 (1)～(3) 略 2 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (3) 略 3～6 略 (勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及	(初任給調整手当) 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万900円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (通勤手当) 第16条 略 (1)～(3) 略 2 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>8,900円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>11,300円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>13,700円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>16,100円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>18,500円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>20,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>21,800円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>22,700円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>23,600円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>24,500円</u> (3) 略 3～6 略 (勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及

び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき
扶養手当の月額を加算した額に100分の82.5を乗じて得
た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉
手当基礎額に、100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

附則

1～13 略

14 附則第11項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に
定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により
算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定に
より給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象
額に100分の1.2375を乗じて得た額(最低号給に達しない場
合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じ
て得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員			円	円	円	円	円	円
	1		137.600	187.700	224.600	263.500	290.700	322.100
	2		138.700	189.500	226.500	265.600	293.000	324.400
	3		139.900	191.300	228.400	267.600	295.300	326.700
	4		141.000	193.100	230.200	269.700	297.600	329.000
	5		142.100	194.700	231.900	271.700	299.700	331.300
	6		143.200	196.500	233.800	273.800	302.000	333.400
	7		144.300	198.300	235.700	275.900	304.300	335.600
	8		145.400	200.100	237.500	278.000	306.600	337.800
	9		146.500	201.800	239.200	280.100	308.800	340.000
	10		147.900	203.600	241.100	282.200	311.100	342.200
	11		149.200	205.400	242.900	284.300	313.400	344.400
	12		150.500	207.200	244.800	286.400	315.700	346.600
	13		151.800	208.800	246.500	288.500	317.900	348.600
	14		153.300	210.700	248.400	290.600	320.100	350.700
	15		154.800	212.600	250.200	292.700	322.300	352.800
	16		156.400	214.500	252.000	294.800	324.500	354.900
	17		157.700	216.300	253.700	296.800	326.600	356.800
	18		159.200	218.200	255.700	298.900	328.700	358.800
	19		160.700	220.100	257.700	301.000	330.800	360.800
	20		162.200	222.000	259.700	303.100	332.800	362.700
	21		163.600	223.700	261.600	305.200	334.900	364.800
	22		166.300	225.600	263.500	307.300	337.000	366.700
	23		168.900	227.500	265.400	309.400	339.100	368.700
	24		171.500	229.400	267.200	311.500	341.200	370.700
	25		174.200	231.000	269.200	313.400	342.800	372.700
	26		175.900	232.800	271.100	315.500	344.800	374.700
	27		177.600	234.500	273.000	317.600	346.800	376.700
	28		179.300	236.300	274.900	319.700	348.800	378.700
	29		180.800	237.700	276.700	321.700	350.600	380.300
	30		182.600	239.200	278.600	323.800	352.500	382.100
	31		184.400	240.700	280.500	325.900	354.400	383.900

び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき
扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得
た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉
手当基礎額に、100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

附則

1～13 略

14 附則第11項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に
定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により
算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定に
より給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象
額に100分の0.975を乗じて得た額(最低号給に達しない場
合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて
得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員			円	円	円	円	円	円
	1		135.600	185.800	222.900	261.900	289.200	320.600
	2		136.700	187.600	224.800	264.000	291.500	322.900
	3		137.900	189.400	226.700	266.000	293.800	325.200
	4		139.000	191.200	228.500	268.100	296.100	327.500
	5		140.100	192.800	230.200	270.200	298.200	329.800
	6		141.200	194.600	232.100	272.300	300.500	331.900
	7		142.300	196.400	234.000	274.400	302.800	334.100
	8		143.400	198.200	235.800	276.500	305.100	336.300
	9		144.500	200.000	237.500	278.600	307.300	338.600
	10		145.900	201.800	239.400	280.700	309.600	340.800
	11		147.200	203.600	241.200	282.800	311.900	343.000
	12		148.500	205.400	243.100	284.900	314.200	345.200
	13		149.800	207.000	244.900	287.000	316.400	347.200
	14		151.300	208.900	246.800	289.100	318.600	349.300
	15		152.800	210.800	248.600	291.200	320.800	351.400
	16		154.400	212.700	250.400	293.300	323.000	353.500
	17		155.700	214.600	252.200	295.400	325.200	355.500
	18		157.200	216.500	254.200	297.500	327.300	357.500
	19		158.700	218.400	256.200	299.600	329.400	359.500
	20		160.200	220.300	258.200	301.700	331.400	361.400
	21		161.600	222.000	260.100	303.800	333.500	363.500
	22		164.300	223.900	262.000	305.900	335.600	365.400
	23		166.900	225.800	263.900	308.000	337.700	367.400
	24		169.500	227.700	265.700	310.100	339.800	369.400
	25		172.200	229.300	267.700	312.100	341.500	371.500
	26		173.900	231.100	269.600	314.200	343.500	373.500
	27		175.600	232.800	271.500	316.300	345.500	375.500
	28		177.300	234.600	273.400	318.400	347.500	377.500
	29		178.800	236.100	275.300	320.400	349.400	379.100
	30		180.600	237.600	277.200	322.500	351.300	380.900
	31		182.400	239.100	279.100	324.600	353.200	382.700

32	186.100	242.200	282.400	328.000	356.300	385.600	432.500
33	187.700	243.600	284.100	329.600	358.200	387.400	433.700
34	189.200	245.100	286.000	331.600	360.000	388.800	435.000
35	190.700	246.600	287.900	333.700	361.800	390.400	436.300
36	192.200	248.200	289.800	335.800	363.500	392.000	437.500
37	193.500	249.500	291.500	337.700	365.000	393.500	438.700
38	194.800	251.100	293.300	339.700	366.300	394.700	439.500
39	196.100	252.700	295.100	341.700	367.700	395.900	440.300
40	197.400	254.300	296.900	343.700	369.100	397.100	441.100
41	198.700	255.700	298.700	345.600	370.600	398.200	441.700
42	200.000	257.100	300.400	347.500	371.500	399.400	442.400
43	201.300	258.500	302.100	349.400	372.600	400.600	443.100
44	202.600	259.900	303.800	351.300	373.700	401.800	443.800
45	203.800	261.100	305.500	352.800	374.500	402.500	444.600
46	205.100	262.500	307.200	354.300	375.400	403.200	445.400
47	206.400	263.900	308.900	355.800	376.300	403.900	446.100
48	207.700	265.300	310.600	357.300	377.200	404.600	446.900
49	208.800	266.600	311.800	359.000	378.200	405.200	447.500
50	209.900	267.800	313.400	359.800	379.000	405.900	448.200
51	211.000	269.100	315.000	361.000	379.800	406.600	449.000
52	212.100	270.400	316.600	362.000	380.600	407.300	449.800
53	213.300	271.500	318.300	362.900	381.300	408.000	450.400
54	214.300	272.700	319.900	364.000	382.000	408.700	451.200
55	215.300	274.000	321.500	365.000	382.700	409.400	452.000
56	216.300	275.300	323.100	366.100	383.400	410.000	452.600
57	217.100	276.400	324.600	367.000	383.900	410.600	453.200
58	218.100	277.500	325.800	367.700	384.500	411.200	454.000
59	219.000	278.600	327.000	368.400	385.200	411.800	454.800
60	220.000	279.700	328.200	369.100	385.900	412.400	455.600
61	220.800	280.900	329.000	369.600	386.300	412.900	456.200
62	221.800	281.900	329.900	370.200	387.000	413.600	
63	222.800	282.900	330.700	370.900	387.600	414.200	
64	223.800	283.900	331.500	371.600	388.200	414.800	
65	224.500	284.700	332.400	371.900	388.700	415.100	
66	225.500	285.600	332.800	372.600	389.300	415.700	
67	226.500	286.500	333.600	373.300	389.900	416.400	
68	227.600	287.400	334.400	374.000	390.500	416.900	
69	228.400	288.400	335.200	374.400	390.900	417.400	
70	229.200	289.200	335.900	375.000	391.500	418.100	
71	230.000	290.000	336.600	375.700	392.200	418.800	
72	230.800	290.800	337.300	376.300	392.800	419.500	
73	231.600	291.600	337.800	376.700	393.100	420.000	
74	232.300	292.100	338.400	377.300	393.800	420.700	
75	233.000	292.600	339.000	378.000	394.500	421.400	
76	233.700	293.100	339.600	378.600	395.000	422.100	
77	234.400	293.200	339.900	379.000	395.400	422.600	
78	235.200	293.600	340.400	379.500	396.100		
79	236.000	293.800	340.800	380.100	396.800		
80	236.800	294.200	341.300	380.600	397.500		
81	237.500	294.400	341.700	381.100	398.000		
82	238.200	294.600	342.200	381.700	398.700		
83	238.900	295.000	342.700	382.300	399.400		
84	239.600	295.300	343.200	382.700	400.100		
85	240.300	295.600	343.600	383.300	400.600		
86	241.000	295.900	344.000	383.900			

32	184.200	240.600	281.000	326.700	355.100	384.400	431.500
33	185.800	242.100	282.700	328.400	357.000	386.200	432.700
34	187.300	243.600	284.600	330.400	358.800	387.600	434.000
35	188.800	245.100	286.500	332.500	360.600	389.200	435.300
36	190.300	246.700	288.400	334.600	362.300	390.800	436.500
37	191.600	248.000	290.100	336.500	363.800	392.400	437.800
38	192.900	249.600	291.900	338.500	365.100	393.600	438.700
39	194.200	251.200	293.700	340.500	366.500	394.800	439.600
40	195.500	252.800	295.500	342.500	367.900	396.000	440.500
41	196.900	254.200	297.400	344.400	369.400	397.100	441.100
42	198.200	255.600	299.100	346.300	370.300	398.300	441.900
43	199.500	257.000	300.800	348.200	371.400	399.500	442.600
44	200.800	258.400	302.500	350.100	372.500	400.700	443.400
45	202.000	259.700	304.200	351.600	373.400	401.400	444.200
46	203.300	261.100	305.900	353.100	374.300	402.100	445.000
47	204.600	262.500	307.600	354.600	375.200	402.800	445.800
48	205.900	263.900	309.300	356.100	376.100	403.500	446.600
49	207.100	265.200	310.600	357.800	377.100	404.200	447.200
50	208.200	266.400	312.200	358.700	377.900	404.900	448.000
51	209.300	267.700	313.800	359.900	378.700	405.600	448.800
52	210.400	269.000	315.400	360.900	379.500	406.300	449.600
53	211.600	270.100	317.100	361.800	380.200	407.100	450.200
54	212.600	271.400	318.700	362.900	380.900	407.800	451.000
55	213.600	272.700	320.300	363.900	381.600	408.500	451.800
56	214.600	274.000	321.900	365.000	382.300	409.200	452.600
57	215.400	275.200	323.400	365.900	382.900	409.800	453.200
58	216.400	276.300	324.600	366.600	383.500	410.500	454.000
59	217.300	277.400	325.800	367.300	384.200	411.200	454.800
60	218.300	278.500	327.000	368.000	384.900	411.900	455.600
61	219.200	279.700	327.800	368.500	385.400	412.500	456.200
62	220.200	280.700	328.700	369.100	386.100	413.200	
63	221.200	281.700	329.500	369.800	386.800	413.900	
64	222.200	282.700	330.300	370.500	387.500	414.600	
65	223.000	283.500	331.200	370.900	388.000	414.900	
66	224.000	284.400	331.700	371.600	388.700	415.500	
67	225.000	285.300	332.500	372.300	389.400	416.200	
68	226.100	286.200	333.300	373.000	390.100	416.900	
69	226.900	287.200	334.100	373.500	390.500	417.400	
70	227.700	288.000	334.800	374.200	391.200	418.100	
71	228.500	288.800	335.500	374.900	391.900	418.800	
72	229.300	289.600	336.200	375.600	392.600	419.500	
73	230.100	290.400	336.700	376.100	392.900	420.000	
74	230.800	290.900	337.300	376.800	393.600	420.700	
75	231.500	291.400	337.900	377.500	394.300	421.400	
76	232.200	291.900	338.500	378.200	395.000	422.100	
77	233.000	292.000	338.800	378.600	395.400	422.600	
78	233.800	292.400	339.300	379.200	396.100		
79	234.600	292.600	339.800	379.800	396.800		
80	235.400	293.000	340.300	380.400	397.500		
81	236.100	293.200	340.700	380.900	398.000		
82	236.800	293.500	341.200	381.500	398.700		
83	237.500	293.900	341.700	382.100	399.400		
84	238.200	294.200	342.200	382.700	400.100		
85	239.000	294.500	342.700	383.300	400.600		
86	239.700	294.800	343.200	383.900			

87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				
92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				
94		298,500	347,100	388,900				
95		298,900	347,600	389,500				
96		299,300	348,000	390,100				
97		299,500	348,100	390,800				
98		299,800	348,600	391,400				
99		300,200	349,100	392,000				
100		300,600	349,400	392,600				
101		300,800	349,700	393,300				
102		301,100	350,100	393,900				
103		301,500	350,500	394,500				
104		301,800	350,900	395,100				
105		302,000	351,400	395,800				
106		302,300	351,800					
107		302,700	352,200					
108		303,000	352,600					
109		303,200	353,100					
110		303,600	353,500					
111		304,000	353,900					
112		304,300	354,200					
113		304,400	354,700					
114		304,700						
115		305,000						
116		305,400						
117		305,600						
118		305,800						
119		306,100						
120		306,400						
121		306,800						
122		307,000						
123		307,300						
124		307,600						
125		308,000						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級

87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				
91	242,900	296,600	345,600	387,000				
92	243,400	297,000	346,100	387,600				
93	243,700	297,100	346,300	388,300				
94		297,500	346,800	388,900				
95		297,900	347,300	389,500				
96		298,300	347,800	390,100				
97		298,500	347,900	390,800				
98		298,900	348,400	391,400				
99		299,300	348,900	392,000				
100		299,700	349,400	392,600				
101		299,900	349,700	393,300				
102		300,300	350,100	393,900				
103		300,700	350,500	394,500				
104		301,100	350,900	395,100				
105		301,300	351,400	395,800				
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					
111		303,400	353,900					
112		303,700	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200						
115		304,600						
116		305,000						
117		305,200						
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						
121		306,500						
122		306,800						
123		307,100						
124		307,400						
125		307,800						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	再		円	円	円	円
任	1	<u>240,100</u>	<u>325,700</u>	<u>392,600</u>	<u>468,600</u>	任	1	<u>237,700</u>	<u>323,400</u>	<u>390,600</u>	<u>467,100</u>
用	2	<u>242,600</u>	<u>328,800</u>	<u>395,500</u>	<u>470,900</u>	用	2	<u>240,200</u>	<u>326,500</u>	<u>393,500</u>	<u>469,400</u>
職	3	<u>245,100</u>	<u>331,900</u>	<u>398,400</u>	<u>473,200</u>	職	3	<u>242,700</u>	<u>329,600</u>	<u>396,400</u>	<u>471,700</u>
員	4	<u>247,600</u>	<u>335,000</u>	<u>401,300</u>	<u>475,500</u>	員	4	<u>245,200</u>	<u>332,700</u>	<u>399,300</u>	<u>474,000</u>
以	5	<u>249,900</u>	<u>337,800</u>	<u>404,000</u>	<u>477,800</u>	以	5	<u>247,600</u>	<u>335,600</u>	<u>402,000</u>	<u>476,300</u>
外	6	<u>253,700</u>	<u>341,100</u>	<u>406,800</u>	<u>480,000</u>	外	6	<u>251,400</u>	<u>338,900</u>	<u>404,800</u>	<u>478,500</u>
の	7	<u>257,500</u>	<u>344,400</u>	<u>409,600</u>	<u>482,200</u>	の	7	<u>255,200</u>	<u>342,200</u>	<u>407,600</u>	<u>480,700</u>
職	8	<u>261,300</u>	<u>347,700</u>	<u>412,400</u>	<u>484,400</u>	職	8	<u>259,000</u>	<u>345,500</u>	<u>410,400</u>	<u>482,900</u>
員	9	<u>264,900</u>	<u>350,700</u>	<u>415,000</u>	<u>486,500</u>	員	9	<u>262,600</u>	<u>348,600</u>	<u>413,000</u>	<u>485,200</u>
	10	<u>268,900</u>	<u>353,900</u>	<u>417,700</u>	<u>488,600</u>		10	<u>266,600</u>	<u>351,800</u>	<u>415,700</u>	<u>487,300</u>
	11	<u>272,900</u>	<u>357,100</u>	<u>420,400</u>	<u>490,700</u>		11	<u>270,600</u>	<u>355,000</u>	<u>418,400</u>	<u>489,400</u>
	12	<u>276,900</u>	<u>360,300</u>	<u>423,100</u>	<u>492,800</u>		12	<u>274,600</u>	<u>358,200</u>	<u>421,100</u>	<u>491,500</u>
	13	<u>280,700</u>	<u>363,400</u>	<u>425,600</u>	<u>494,900</u>		13	<u>278,500</u>	<u>361,300</u>	<u>423,600</u>	<u>493,600</u>
	14	<u>284,700</u>	<u>367,100</u>	<u>428,100</u>	<u>497,000</u>		14	<u>282,500</u>	<u>365,000</u>	<u>426,100</u>	<u>495,700</u>
	15	<u>288,700</u>	<u>370,700</u>	<u>430,500</u>	<u>499,100</u>		15	<u>286,500</u>	<u>368,700</u>	<u>428,600</u>	<u>497,800</u>
	16	<u>292,700</u>	<u>374,400</u>	<u>433,000</u>	<u>501,200</u>		16	<u>290,500</u>	<u>372,400</u>	<u>431,100</u>	<u>499,900</u>
	17	<u>296,500</u>	<u>378,000</u>	<u>435,200</u>	<u>503,300</u>		17	<u>294,300</u>	<u>376,000</u>	<u>433,400</u>	<u>502,000</u>
	18	<u>300,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,600</u>	<u>505,300</u>		18	<u>297,900</u>	<u>378,800</u>	<u>435,800</u>	<u>504,000</u>
	19	<u>303,700</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,300</u>		19	<u>301,500</u>	<u>381,600</u>	<u>438,200</u>	<u>506,000</u>
	20	<u>307,300</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,300</u>		20	<u>305,100</u>	<u>384,400</u>	<u>440,600</u>	<u>508,000</u>
	21	<u>311,000</u>	<u>389,200</u>	<u>444,500</u>	<u>511,100</u>		21	<u>308,800</u>	<u>387,300</u>	<u>442,900</u>	<u>509,800</u>
	22	<u>314,800</u>	<u>391,800</u>	<u>446,900</u>	<u>512,900</u>		22	<u>312,600</u>	<u>389,900</u>	<u>445,300</u>	<u>511,700</u>
	23	<u>318,500</u>	<u>394,400</u>	<u>449,300</u>	<u>514,800</u>		23	<u>316,300</u>	<u>392,500</u>	<u>447,700</u>	<u>513,600</u>
	24	<u>322,200</u>	<u>397,000</u>	<u>451,600</u>	<u>516,700</u>		24	<u>320,000</u>	<u>395,100</u>	<u>450,100</u>	<u>515,500</u>
	25	<u>325,800</u>	<u>399,400</u>	<u>453,800</u>	<u>518,400</u>		25	<u>323,600</u>	<u>397,500</u>	<u>452,400</u>	<u>517,200</u>
	26	<u>328,600</u>	<u>401,700</u>	<u>456,100</u>	<u>520,200</u>		26	<u>326,500</u>	<u>399,800</u>	<u>454,700</u>	<u>519,000</u>
	27	<u>331,400</u>	<u>404,000</u>	<u>458,400</u>	<u>522,000</u>		27	<u>329,300</u>	<u>402,100</u>	<u>457,000</u>	<u>520,800</u>
	28	<u>334,200</u>	<u>406,300</u>	<u>460,700</u>	<u>523,800</u>		28	<u>332,100</u>	<u>404,400</u>	<u>459,300</u>	<u>522,600</u>
	29	<u>337,000</u>	<u>408,700</u>	<u>462,900</u>	<u>525,700</u>		29	<u>335,000</u>	<u>406,800</u>	<u>461,500</u>	<u>524,500</u>
	30	<u>339,400</u>	<u>410,800</u>	<u>465,200</u>	<u>527,500</u>		30	<u>337,400</u>	<u>408,900</u>	<u>463,800</u>	<u>526,300</u>
	31	<u>341,800</u>	<u>412,800</u>	<u>467,500</u>	<u>529,300</u>		31	<u>339,800</u>	<u>411,000</u>	<u>466,100</u>	<u>528,100</u>
	32	<u>344,200</u>	<u>414,900</u>	<u>469,800</u>	<u>531,100</u>		32	<u>342,200</u>	<u>413,100</u>	<u>468,400</u>	<u>529,900</u>
	33	<u>346,600</u>	<u>417,000</u>	<u>471,800</u>	<u>532,700</u>		33	<u>344,600</u>	<u>415,300</u>	<u>470,500</u>	<u>531,700</u>
	34	<u>349,100</u>	<u>419,000</u>	<u>473,900</u>	<u>534,500</u>		34	<u>347,100</u>	<u>417,300</u>	<u>472,600</u>	<u>533,500</u>
	35	<u>351,500</u>	<u>421,000</u>	<u>476,000</u>	<u>536,200</u>		35	<u>349,600</u>	<u>419,300</u>	<u>474,700</u>	<u>535,300</u>
	36	<u>354,000</u>	<u>423,000</u>	<u>478,100</u>	<u>538,000</u>		36	<u>352,100</u>	<u>421,300</u>	<u>476,800</u>	<u>537,100</u>
	37	<u>356,400</u>	<u>425,100</u>	<u>480,200</u>	<u>539,600</u>		37	<u>354,500</u>	<u>423,400</u>	<u>478,900</u>	<u>538,800</u>
	38	<u>358,800</u>	<u>427,100</u>	<u>482,000</u>	<u>541,200</u>		38	<u>356,900</u>	<u>425,400</u>	<u>480,700</u>	<u>540,400</u>
	39	<u>361,200</u>	<u>429,100</u>	<u>483,800</u>	<u>542,600</u>		39	<u>359,300</u>	<u>427,400</u>	<u>482,500</u>	<u>542,000</u>
	40	<u>363,600</u>	<u>431,100</u>	<u>485,600</u>	<u>544,200</u>		40	<u>361,700</u>	<u>429,400</u>	<u>484,300</u>	<u>543,600</u>
	41	<u>365,900</u>	<u>433,100</u>	<u>487,300</u>	<u>545,700</u>		41	<u>364,000</u>	<u>431,500</u>	<u>486,000</u>	<u>545,200</u>
	42	<u>367,400</u>	<u>434,900</u>	<u>489,100</u>	<u>547,100</u>		42	<u>365,500</u>	<u>433,300</u>	<u>487,800</u>	<u>546,600</u>
	43	<u>368,900</u>	<u>436,700</u>	<u>490,900</u>	<u>548,500</u>		43	<u>367,000</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>548,000</u>
	44	<u>370,400</u>	<u>438,500</u>	<u>492,700</u>	<u>549,800</u>		44	<u>368,500</u>	<u>436,900</u>	<u>491,400</u>	<u>549,400</u>
	45	<u>371,900</u>	<u>440,400</u>	<u>494,300</u>	<u>551,000</u>		45	<u>370,100</u>	<u>438,800</u>	<u>493,000</u>	<u>550,600</u>
	46	<u>373,300</u>	<u>442,200</u>	<u>496,000</u>	<u>552,000</u>		46	<u>371,600</u>	<u>440,600</u>	<u>494,800</u>	<u>551,600</u>
	47	<u>374,800</u>	<u>444,000</u>	<u>497,800</u>	<u>553,000</u>		47	<u>373,100</u>	<u>442,400</u>	<u>496,600</u>	<u>552,600</u>
	48	<u>376,300</u>	<u>445,800</u>	<u>499,600</u>	<u>554,000</u>		48	<u>374,600</u>	<u>444,200</u>	<u>498,400</u>	<u>553,600</u>
	49	<u>377,600</u>	<u>447,600</u>	<u>501,200</u>	<u>555,000</u>		49	<u>375,900</u>	<u>446,100</u>	<u>500,000</u>	<u>554,700</u>
	50	<u>378,600</u>	<u>449,300</u>	<u>502,500</u>	<u>555,900</u>		50	<u>376,900</u>	<u>447,900</u>	<u>501,300</u>	<u>555,600</u>
	51	<u>379,600</u>	<u>451,100</u>	<u>503,800</u>	<u>556,800</u>		51	<u>377,900</u>	<u>449,700</u>	<u>502,600</u>	<u>556,500</u>
	52	<u>380,600</u>	<u>452,900</u>	<u>505,100</u>	<u>557,700</u>		52	<u>378,900</u>	<u>451,500</u>	<u>503,900</u>	<u>557,400</u>
	53	<u>381,600</u>	<u>454,800</u>	<u>506,400</u>	<u>558,500</u>		53	<u>380,000</u>	<u>453,400</u>	<u>505,200</u>	<u>558,300</u>

54	382,500	456,000	507,700	559,400	54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	383,400	457,200	509,000	560,300	55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	384,300	458,400	510,300	561,200	56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	385,300	459,600	511,300	562,100	57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	386,200	460,600	512,100	563,000	58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	387,000	461,600	512,900	563,900	59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	387,900	462,600	513,700	564,600	60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500	61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400	62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300	63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200	64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100	65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		466,900	518,900		66		465,600	518,400	
67		467,600	519,600		67		466,300	519,300	
68		468,300	520,500		68		467,000	520,200	
69		468,800	521,400		69		467,500	521,100	
70		469,500	522,200		70		468,200	522,000	
71		470,200	523,100		71		468,900	522,900	
72		470,900	524,000		72		469,600	523,800	
73		471,300	524,800		73		470,100	524,600	
74		471,900	525,700		74		470,800	525,500	
75		472,600	526,600		75		471,500	526,400	
76		473,300	527,300		76		472,200	527,300	
77		473,700	528,100		77		472,700	528,100	
78		474,300	529,000		78		473,300	529,000	
79		474,900	529,900		79		473,900	529,900	
80		475,400	530,800		80		474,500	530,800	
81		476,000	531,600		81		475,100	531,600	
82		476,500	532,500		82		475,700	532,500	
83		477,000	533,400		83		476,300	533,400	
84		477,500	534,300		84		476,900	534,300	
85		477,900	535,100		85		477,400	535,100	
86		478,500	536,000		86		478,000	536,000	
87		478,900	536,900		87		478,600	536,900	
88		479,400	537,800		88		479,200	537,800	
89		479,900	538,600		89		479,700	538,600	
90		480,500			90		480,300		
91		481,100			91		480,900		
92		481,500			92		481,500		
93		482,000			93		482,000		
94		482,600			94		482,600		
95		483,200			95		483,200		
96		483,800			96		483,800		
97		484,300			97		484,300		
再任用職員	293,800	336,200	390,600	463,700	再任用職員	293,800	336,200	390,600	463,700

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		142,400	180,300	215,500	243,700	281,300
2		143,800	181,900	217,100	245,300	283,500
3		145,200	183,500	218,700	246,900	285,700
4		146,600	185,100	220,300	248,500	287,900
5		147,800	186,600	221,900	249,900	290,100
6		149,600	188,200	223,600	251,500	292,300
7		151,300	189,800	225,300	253,000	294,500
8		153,000	191,300	227,000	254,600	296,700
9		154,700	192,900	228,600	256,000	298,800
10		156,400	194,600	230,400	257,500	301,000
11		158,100	196,200	232,100	259,000	303,200
12		159,900	197,900	233,800	260,500	305,400
13		161,400	199,500	235,600	261,900	307,600
14		163,300	201,100	237,200	263,800	309,700
15		165,300	202,700	238,800	265,700	311,800
16		167,200	204,300	240,400	267,500	313,900
17		169,100	205,800	241,800	269,200	316,100
18		171,000	207,500	243,400	271,100	318,200
19		172,800	209,200	244,900	273,000	320,300
20		174,700	210,900	246,500	274,900	322,400
21		176,600	212,400	248,000	276,700	324,400
22		178,100	214,000	249,500	278,600	326,400
23		179,600	215,600	251,000	280,500	328,400
24		181,100	217,200	252,500	282,400	330,400
25		182,700	218,700	253,900	284,300	332,400
26		184,200	220,300	255,600	286,200	334,400
27		185,700	221,900	257,300	288,100	336,400
28		187,100	223,500	259,000	290,000	338,400
29		188,700	225,100	260,700	292,000	340,100
30		190,000	226,800	262,500	293,900	341,900
31		191,300	228,500	264,300	295,800	343,700
32		192,600	230,200	266,100	297,700	345,500
33		194,000	231,800	267,600	299,500	347,300
34		195,400	233,400	269,400	301,300	349,200
35		196,800	234,900	271,200	303,100	351,100
36		198,200	236,500	273,000	304,900	353,000
37		199,300	238,000	274,600	306,500	354,800
38		200,600	239,600	276,300	308,200	356,500
39		201,900	241,200	278,000	309,900	358,200
40		203,200	242,800	279,700	311,600	359,900
41		204,400	244,200	281,400	313,400	361,100
42		205,600	245,700	283,100	315,100	362,300
43		206,800	247,200	284,800	316,800	363,500
44		208,000	248,700	286,500	318,500	364,700
45		209,200	250,100	288,200	319,700	365,900
46		210,300	251,700	289,900	321,200	366,700
47		211,400	253,300	291,600	322,700	367,900
48		212,500	254,900	293,300	324,300	369,000

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
2		141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
3		143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
4		144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
5		145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
6		147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
7		149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
8		150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
9		152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
10		154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
11		156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
12		157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
13		159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
14		161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
15		163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
16		165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
17		167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
18		168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
19		170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
20		172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
21		174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
22		176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
23		177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
24		179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
25		180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
26		182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
27		183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
28		185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
29		186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
30		188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
31		189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
32		190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
33		192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
34		193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
35		194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
36		196,300	234,800	271,500	303,500	351,800
37		197,500	236,400	273,200	305,200	353,600
38		198,800	238,000	274,900	306,900	355,300
39		200,100	239,600	276,600	308,600	357,000
40		201,400	241,200	278,300	310,300	358,700
41		202,600	242,700	280,000	312,100	359,900
42		203,800	244,200	281,700	313,800	361,100
43		205,000	245,700	283,400	315,500	362,300
44		206,200	247,200	285,100	317,200	363,500
45		207,500	248,600	286,800	318,500	364,700
46		208,600	250,200	288,500	320,000	365,600
47		209,700	251,800	290,200	321,500	366,800
48		210,800	253,400	291,900	323,100	367,900

49	<u>213.600</u>	<u>256.500</u>	<u>294.700</u>	<u>325.800</u>	<u>370.100</u>
50	<u>214.600</u>	<u>257.900</u>	<u>296.300</u>	<u>327.100</u>	<u>371.100</u>
51	<u>215.600</u>	<u>259.300</u>	<u>297.900</u>	<u>328.400</u>	<u>372.100</u>
52	<u>216.600</u>	<u>260.700</u>	<u>299.500</u>	<u>329.700</u>	<u>373.100</u>
53	<u>217.400</u>	<u>261.900</u>	<u>300.900</u>	<u>330.800</u>	<u>373.900</u>
54	<u>218.400</u>	<u>263.300</u>	<u>302.400</u>	<u>331.800</u>	<u>374.800</u>
55	<u>219.300</u>	<u>264.700</u>	<u>303.900</u>	<u>332.900</u>	<u>375.700</u>
56	<u>220.300</u>	<u>266.100</u>	<u>305.400</u>	<u>334.000</u>	<u>376.600</u>
57	<u>221.100</u>	<u>267.200</u>	<u>306.700</u>	<u>334.500</u>	<u>377.200</u>
58	<u>222.000</u>	<u>268.500</u>	<u>308.000</u>	<u>335.400</u>	<u>378.000</u>
59	<u>222.900</u>	<u>269.800</u>	<u>309.300</u>	<u>336.200</u>	<u>378.800</u>
60	<u>223.800</u>	<u>271.100</u>	<u>310.700</u>	<u>337.100</u>	<u>379.600</u>
61	<u>224.700</u>	<u>272.200</u>	<u>312.000</u>	<u>337.900</u>	<u>380.000</u>
62	<u>225.700</u>	<u>273.400</u>	<u>313.300</u>	<u>338.200</u>	<u>380.700</u>
63	<u>226.700</u>	<u>274.700</u>	<u>314.600</u>	<u>338.900</u>	<u>381.400</u>
64	<u>227.800</u>	<u>276.000</u>	<u>315.900</u>	<u>339.600</u>	<u>382.100</u>
65	<u>228.500</u>	<u>277.100</u>	<u>317.300</u>	<u>340.200</u>	<u>382.600</u>
66	<u>229.400</u>	<u>278.200</u>	<u>318.100</u>	<u>340.900</u>	<u>383.200</u>
67	<u>230.300</u>	<u>279.300</u>	<u>318.900</u>	<u>341.600</u>	<u>383.900</u>
68	<u>231.200</u>	<u>280.400</u>	<u>319.700</u>	<u>342.300</u>	<u>384.500</u>
69	<u>231.900</u>	<u>281.500</u>	<u>320.300</u>	<u>343.000</u>	<u>385.000</u>
70	<u>232.600</u>	<u>282.600</u>	<u>321.000</u>	<u>343.600</u>	<u>385.500</u>
71	<u>233.300</u>	<u>283.700</u>	<u>321.700</u>	<u>344.200</u>	<u>386.000</u>
72	<u>234.000</u>	<u>284.800</u>	<u>322.300</u>	<u>344.800</u>	<u>386.500</u>
73	<u>234.700</u>	<u>285.700</u>	<u>323.100</u>	<u>345.100</u>	<u>387.100</u>
74	<u>235.500</u>	<u>286.400</u>	<u>323.300</u>	<u>345.700</u>	<u>387.600</u>
75	<u>236.300</u>	<u>287.100</u>	<u>323.900</u>	<u>346.200</u>	<u>388.200</u>
76	<u>237.100</u>	<u>287.900</u>	<u>324.500</u>	<u>346.800</u>	<u>388.800</u>
77	<u>237.700</u>	<u>288.700</u>	<u>325.100</u>	<u>347.300</u>	<u>389.300</u>
78	<u>238.300</u>	<u>289.300</u>	<u>325.600</u>	<u>347.800</u>	<u>389.800</u>
79	<u>238.900</u>	<u>289.900</u>	<u>326.100</u>	<u>348.300</u>	<u>390.400</u>
80	<u>239.500</u>	<u>290.500</u>	<u>326.600</u>	<u>348.800</u>	<u>391.000</u>
81	<u>239.900</u>	<u>291.200</u>	<u>327.200</u>	<u>349.100</u>	<u>391.500</u>
82	<u>240.300</u>	<u>291.700</u>	<u>327.700</u>	<u>349.400</u>	<u>392.100</u>
83	<u>240.700</u>	<u>292.200</u>	<u>328.200</u>	<u>349.800</u>	<u>392.700</u>
84	<u>241.100</u>	<u>292.600</u>	<u>328.700</u>	<u>350.100</u>	<u>393.300</u>
85	<u>241.500</u>	<u>292.800</u>	<u>329.200</u>	<u>350.600</u>	<u>394.000</u>
86		<u>293.000</u>	<u>329.600</u>	<u>350.900</u>	
87		<u>293.200</u>	<u>329.800</u>	<u>351.200</u>	
88		<u>293.400</u>	<u>330.200</u>	<u>351.500</u>	
89		<u>293.800</u>	<u>330.600</u>	<u>351.900</u>	
90		<u>294.000</u>	<u>331.000</u>	<u>352.200</u>	
91		<u>294.200</u>	<u>331.400</u>	<u>352.600</u>	
92		<u>294.400</u>	<u>331.800</u>	<u>352.900</u>	
93		<u>294.800</u>	<u>332.200</u>	<u>353.300</u>	
94		<u>295.000</u>	<u>332.400</u>	<u>353.600</u>	
95		<u>295.200</u>	<u>332.800</u>	<u>354.000</u>	
96		<u>295.500</u>	<u>333.100</u>	<u>354.300</u>	
97		<u>295.900</u>	<u>333.300</u>	<u>354.600</u>	
98		<u>296.200</u>	<u>333.600</u>	<u>355.000</u>	
99		<u>296.500</u>	<u>333.900</u>	<u>355.400</u>	
100		<u>296.800</u>	<u>334.200</u>	<u>355.800</u>	
101		<u>297.100</u>	<u>334.400</u>	<u>356.300</u>	
102		<u>297.300</u>	<u>334.700</u>	<u>356.700</u>	
103		<u>297.600</u>	<u>335.100</u>	<u>357.100</u>	

49	<u>211.900</u>	<u>255.000</u>	<u>293.400</u>	<u>324.600</u>	<u>369.000</u>
50	<u>212.900</u>	<u>256.400</u>	<u>295.000</u>	<u>325.900</u>	<u>370.000</u>
51	<u>213.900</u>	<u>257.800</u>	<u>296.600</u>	<u>327.200</u>	<u>371.000</u>
52	<u>214.900</u>	<u>259.200</u>	<u>298.200</u>	<u>328.500</u>	<u>372.000</u>
53	<u>215.700</u>	<u>260.500</u>	<u>299.600</u>	<u>329.600</u>	<u>372.800</u>
54	<u>216.700</u>	<u>261.900</u>	<u>301.100</u>	<u>330.600</u>	<u>373.700</u>
55	<u>217.600</u>	<u>263.300</u>	<u>302.600</u>	<u>331.700</u>	<u>374.600</u>
56	<u>218.600</u>	<u>264.700</u>	<u>304.100</u>	<u>332.800</u>	<u>375.500</u>
57	<u>219.500</u>	<u>265.800</u>	<u>305.500</u>	<u>333.300</u>	<u>376.100</u>
58	<u>220.400</u>	<u>267.100</u>	<u>306.800</u>	<u>334.200</u>	<u>376.900</u>
59	<u>221.300</u>	<u>268.400</u>	<u>308.100</u>	<u>335.000</u>	<u>377.700</u>
60	<u>222.200</u>	<u>269.700</u>	<u>309.500</u>	<u>335.900</u>	<u>378.500</u>
61	<u>223.200</u>	<u>270.800</u>	<u>310.800</u>	<u>336.700</u>	<u>379.000</u>
62	<u>224.200</u>	<u>272.100</u>	<u>312.100</u>	<u>337.100</u>	<u>379.700</u>
63	<u>225.200</u>	<u>273.400</u>	<u>313.400</u>	<u>337.800</u>	<u>380.400</u>
64	<u>226.300</u>	<u>274.700</u>	<u>314.700</u>	<u>338.500</u>	<u>381.100</u>
65	<u>227.000</u>	<u>275.900</u>	<u>316.100</u>	<u>339.100</u>	<u>381.700</u>
66	<u>227.900</u>	<u>277.000</u>	<u>316.900</u>	<u>339.800</u>	<u>382.400</u>
67	<u>228.800</u>	<u>278.100</u>	<u>317.700</u>	<u>340.500</u>	<u>383.100</u>
68	<u>229.700</u>	<u>279.200</u>	<u>318.500</u>	<u>341.200</u>	<u>383.800</u>
69	<u>230.400</u>	<u>280.300</u>	<u>319.100</u>	<u>341.900</u>	<u>384.300</u>
70	<u>231.100</u>	<u>281.400</u>	<u>319.800</u>	<u>342.500</u>	<u>384.900</u>
71	<u>231.800</u>	<u>282.500</u>	<u>320.500</u>	<u>343.100</u>	<u>385.500</u>
72	<u>232.500</u>	<u>283.600</u>	<u>321.100</u>	<u>343.700</u>	<u>386.100</u>
73	<u>233.300</u>	<u>284.500</u>	<u>321.900</u>	<u>344.000</u>	<u>386.700</u>
74	<u>234.100</u>	<u>285.200</u>	<u>322.200</u>	<u>344.600</u>	<u>387.300</u>
75	<u>234.900</u>	<u>285.900</u>	<u>322.800</u>	<u>345.200</u>	<u>387.900</u>
76	<u>235.700</u>	<u>286.700</u>	<u>323.400</u>	<u>345.800</u>	<u>388.500</u>
77	<u>236.300</u>	<u>287.500</u>	<u>324.000</u>	<u>346.300</u>	<u>389.000</u>
78	<u>236.900</u>	<u>288.100</u>	<u>324.500</u>	<u>346.800</u>	<u>389.600</u>
79	<u>237.500</u>	<u>288.700</u>	<u>325.000</u>	<u>347.300</u>	<u>390.200</u>
80	<u>238.100</u>	<u>289.300</u>	<u>325.500</u>	<u>347.800</u>	<u>390.800</u>
81	<u>238.600</u>	<u>290.000</u>	<u>326.100</u>	<u>348.200</u>	<u>391.500</u>
82	<u>239.000</u>	<u>290.500</u>	<u>326.600</u>	<u>348.600</u>	<u>392.100</u>
83	<u>239.400</u>	<u>291.000</u>	<u>327.100</u>	<u>349.000</u>	<u>392.700</u>
84	<u>239.800</u>	<u>291.500</u>	<u>327.600</u>	<u>349.400</u>	<u>393.300</u>
85	<u>240.300</u>	<u>291.700</u>	<u>328.100</u>	<u>349.900</u>	<u>394.000</u>
86		<u>291.900</u>	<u>328.500</u>	<u>350.300</u>	
87		<u>292.100</u>	<u>328.800</u>	<u>350.700</u>	
88		<u>292.300</u>	<u>329.200</u>	<u>351.100</u>	
89		<u>292.700</u>	<u>329.600</u>	<u>351.500</u>	
90		<u>292.900</u>	<u>330.000</u>	<u>351.900</u>	
91		<u>293.100</u>	<u>330.400</u>	<u>352.300</u>	
92		<u>293.300</u>	<u>330.800</u>	<u>352.600</u>	
93		<u>293.700</u>	<u>331.300</u>	<u>353.000</u>	
94		<u>293.900</u>	<u>331.600</u>	<u>353.400</u>	
95		<u>294.100</u>	<u>332.000</u>	<u>353.800</u>	
96		<u>294.400</u>	<u>332.400</u>	<u>354.100</u>	
97		<u>294.800</u>	<u>332.600</u>	<u>354.600</u>	
98		<u>295.100</u>	<u>333.000</u>	<u>355.000</u>	
99		<u>295.400</u>	<u>333.400</u>	<u>355.400</u>	
100		<u>295.700</u>	<u>333.800</u>	<u>355.800</u>	
101		<u>296.000</u>	<u>334.000</u>	<u>356.300</u>	
102		<u>296.300</u>	<u>334.400</u>	<u>356.700</u>	
103		<u>296.600</u>	<u>334.800</u>	<u>357.100</u>	

104		<u>297,900</u>	<u>335,300</u>	<u>357,500</u>	
105		<u>298,200</u>	<u>335,400</u>	<u>358,000</u>	
106			<u>335,700</u>	<u>358,400</u>	
107			<u>336,100</u>	<u>358,800</u>	
108			<u>336,300</u>	<u>359,200</u>	
109			<u>336,500</u>	<u>359,700</u>	
110			<u>336,900</u>	<u>360,100</u>	
111			<u>337,300</u>	<u>360,500</u>	
112			<u>337,700</u>	<u>360,900</u>	
113			<u>337,900</u>	<u>361,400</u>	
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300 285,500

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円
1		<u>155,600</u>	<u>182,900</u>	<u>231,400</u>	<u>256,600</u>	<u>287,200</u>
2		<u>157,000</u>	<u>185,000</u>	<u>233,200</u>	<u>257,800</u>	<u>289,200</u>
3		<u>158,500</u>	<u>187,100</u>	<u>235,000</u>	<u>259,100</u>	<u>291,200</u>
4		<u>159,900</u>	<u>189,200</u>	<u>236,800</u>	<u>260,400</u>	<u>293,200</u>
5		<u>161,300</u>	<u>191,300</u>	<u>238,400</u>	<u>261,500</u>	<u>295,000</u>
6		<u>162,800</u>	<u>193,600</u>	<u>239,900</u>	<u>262,900</u>	<u>296,900</u>
7		<u>164,300</u>	<u>195,900</u>	<u>241,400</u>	<u>264,100</u>	<u>298,800</u>
8		<u>165,800</u>	<u>198,200</u>	<u>242,800</u>	<u>265,500</u>	<u>300,700</u>
9		<u>167,100</u>	<u>200,600</u>	<u>244,100</u>	<u>266,900</u>	<u>302,700</u>
10		<u>168,800</u>	<u>202,000</u>	<u>245,500</u>	<u>268,100</u>	<u>304,600</u>
11		<u>170,400</u>	<u>203,400</u>	<u>246,800</u>	<u>269,700</u>	<u>306,500</u>
12		<u>172,000</u>	<u>204,800</u>	<u>248,200</u>	<u>271,300</u>	<u>308,400</u>
13		<u>173,500</u>	<u>206,200</u>	<u>249,500</u>	<u>272,800</u>	<u>310,100</u>
14		<u>175,500</u>	<u>207,700</u>	<u>250,800</u>	<u>274,400</u>	<u>311,900</u>
15		<u>177,500</u>	<u>209,200</u>	<u>252,100</u>	<u>276,000</u>	<u>313,700</u>
16		<u>179,500</u>	<u>210,500</u>	<u>253,400</u>	<u>277,600</u>	<u>315,500</u>
17		<u>181,700</u>	<u>211,900</u>	<u>254,400</u>	<u>279,200</u>	<u>317,400</u>
18		<u>183,800</u>	<u>213,400</u>	<u>255,800</u>	<u>280,700</u>	<u>319,100</u>
19		<u>185,900</u>	<u>214,900</u>	<u>257,100</u>	<u>282,200</u>	<u>320,800</u>
20		<u>188,000</u>	<u>216,400</u>	<u>258,400</u>	<u>283,700</u>	<u>322,500</u>
21		<u>190,100</u>	<u>217,800</u>	<u>259,500</u>	<u>285,300</u>	<u>324,100</u>
22		<u>192,300</u>	<u>219,500</u>	<u>260,900</u>	<u>286,900</u>	<u>325,700</u>
23		<u>194,500</u>	<u>221,200</u>	<u>262,300</u>	<u>288,500</u>	<u>327,300</u>
24		<u>196,700</u>	<u>222,900</u>	<u>263,700</u>	<u>290,000</u>	<u>328,900</u>
25		<u>198,800</u>	<u>224,300</u>	<u>265,100</u>	<u>291,400</u>	<u>330,600</u>
26		<u>200,100</u>	<u>226,000</u>	<u>266,700</u>	<u>293,200</u>	<u>332,100</u>
27		<u>201,400</u>	<u>227,700</u>	<u>268,200</u>	<u>295,000</u>	<u>333,600</u>
28		<u>202,700</u>	<u>229,400</u>	<u>269,800</u>	<u>296,800</u>	<u>335,200</u>
29		<u>203,900</u>	<u>231,200</u>	<u>271,400</u>	<u>298,400</u>	<u>336,600</u>

104		<u>296,900</u>	<u>335,000</u>	<u>357,500</u>	
105		<u>297,200</u>	<u>335,100</u>	<u>358,000</u>	
106			<u>335,500</u>	<u>358,400</u>	
107			<u>335,900</u>	<u>358,800</u>	
108			<u>336,300</u>	<u>359,200</u>	
109			<u>336,500</u>	<u>359,700</u>	
110			<u>336,900</u>	<u>360,100</u>	
111			<u>337,300</u>	<u>360,500</u>	
112			<u>337,700</u>	<u>360,900</u>	
113			<u>337,900</u>	<u>361,400</u>	
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300 285,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円
1		<u>153,300</u>	<u>180,500</u>	<u>229,300</u>	<u>254,700</u>	<u>285,600</u>
2		<u>154,700</u>	<u>182,600</u>	<u>231,100</u>	<u>255,900</u>	<u>287,600</u>
3		<u>156,200</u>	<u>184,700</u>	<u>232,900</u>	<u>257,200</u>	<u>289,600</u>
4		<u>157,600</u>	<u>186,800</u>	<u>234,700</u>	<u>258,500</u>	<u>291,600</u>
5		<u>159,000</u>	<u>188,900</u>	<u>236,300</u>	<u>259,600</u>	<u>293,400</u>
6		<u>160,500</u>	<u>191,300</u>	<u>237,800</u>	<u>261,000</u>	<u>295,300</u>
7		<u>162,000</u>	<u>193,600</u>	<u>239,300</u>	<u>262,300</u>	<u>297,200</u>
8		<u>163,500</u>	<u>195,900</u>	<u>240,800</u>	<u>263,700</u>	<u>299,100</u>
9		<u>164,800</u>	<u>198,300</u>	<u>242,200</u>	<u>265,100</u>	<u>301,100</u>
10		<u>166,500</u>	<u>199,700</u>	<u>243,600</u>	<u>266,400</u>	<u>303,000</u>
11		<u>168,100</u>	<u>201,100</u>	<u>245,000</u>	<u>268,000</u>	<u>304,900</u>
12		<u>169,700</u>	<u>202,500</u>	<u>246,400</u>	<u>269,600</u>	<u>306,800</u>
13		<u>171,200</u>	<u>203,900</u>	<u>247,700</u>	<u>271,200</u>	<u>308,600</u>
14		<u>173,200</u>	<u>205,400</u>	<u>249,000</u>	<u>272,800</u>	<u>310,400</u>
15		<u>175,200</u>	<u>206,900</u>	<u>250,300</u>	<u>274,400</u>	<u>312,200</u>
16		<u>177,200</u>	<u>208,400</u>	<u>251,600</u>	<u>276,000</u>	<u>314,000</u>
17		<u>179,400</u>	<u>209,800</u>	<u>252,600</u>	<u>277,600</u>	<u>315,900</u>
18		<u>181,500</u>	<u>211,300</u>	<u>254,000</u>	<u>279,100</u>	<u>317,600</u>
19		<u>183,600</u>	<u>212,800</u>	<u>255,300</u>	<u>280,600</u>	<u>319,300</u>
20		<u>185,700</u>	<u>214,300</u>	<u>256,600</u>	<u>282,100</u>	<u>321,000</u>
21		<u>187,800</u>	<u>215,700</u>	<u>257,800</u>	<u>283,700</u>	<u>322,700</u>
22		<u>190,000</u>	<u>217,400</u>	<u>259,200</u>	<u>285,300</u>	<u>324,300</u>
23		<u>192,200</u>	<u>219,100</u>	<u>260,600</u>	<u>286,900</u>	<u>325,900</u>
24		<u>194,400</u>	<u>220,800</u>	<u>262,000</u>	<u>288,500</u>	<u>327,500</u>
25		<u>196,500</u>	<u>222,300</u>	<u>263,500</u>	<u>289,900</u>	<u>329,200</u>
26		<u>197,800</u>	<u>224,000</u>	<u>265,100</u>	<u>291,700</u>	<u>330,700</u>
27		<u>199,100</u>	<u>225,700</u>	<u>266,600</u>	<u>293,500</u>	<u>332,300</u>
28		<u>200,400</u>	<u>227,400</u>	<u>268,200</u>	<u>295,300</u>	<u>333,900</u>
29		<u>201,600</u>	<u>229,200</u>	<u>269,800</u>	<u>296,900</u>	<u>335,400</u>

30	<u>205.100</u>	<u>232.700</u>	<u>273.000</u>	<u>300.100</u>	<u>338.100</u>
31	<u>206.400</u>	<u>234.200</u>	<u>274.600</u>	<u>301.800</u>	<u>339.600</u>
32	<u>207.600</u>	<u>235.600</u>	<u>276.200</u>	<u>303.500</u>	<u>341.100</u>
33	<u>208.900</u>	<u>237.000</u>	<u>277.800</u>	<u>305.000</u>	<u>342.800</u>
34	<u>210.200</u>	<u>238.400</u>	<u>279.300</u>	<u>306.600</u>	<u>344.400</u>
35	<u>211.500</u>	<u>239.800</u>	<u>280.800</u>	<u>308.200</u>	<u>346.000</u>
36	<u>212.800</u>	<u>241.200</u>	<u>282.200</u>	<u>309.800</u>	<u>347.600</u>
37	<u>214.200</u>	<u>242.500</u>	<u>283.800</u>	<u>311.300</u>	<u>349.300</u>
38	<u>215.600</u>	<u>243.800</u>	<u>285.200</u>	<u>312.900</u>	<u>350.900</u>
39	<u>217.000</u>	<u>245.100</u>	<u>286.700</u>	<u>314.500</u>	<u>352.500</u>
40	<u>218.400</u>	<u>246.400</u>	<u>288.200</u>	<u>316.100</u>	<u>354.100</u>
41	<u>219.500</u>	<u>247.400</u>	<u>289.800</u>	<u>317.700</u>	<u>355.300</u>
42	<u>220.900</u>	<u>248.700</u>	<u>291.400</u>	<u>319.200</u>	<u>356.800</u>
43	<u>222.300</u>	<u>249.900</u>	<u>293.000</u>	<u>320.600</u>	<u>358.300</u>
44	<u>223.700</u>	<u>251.200</u>	<u>294.600</u>	<u>322.100</u>	<u>359.800</u>
45	<u>225.100</u>	<u>252.300</u>	<u>296.000</u>	<u>323.300</u>	<u>361.400</u>
46	<u>226.600</u>	<u>253.700</u>	<u>297.500</u>	<u>324.700</u>	<u>362.500</u>
47	<u>228.100</u>	<u>255.100</u>	<u>299.000</u>	<u>326.100</u>	<u>364.000</u>
48	<u>229.500</u>	<u>256.500</u>	<u>300.500</u>	<u>327.600</u>	<u>365.300</u>
49	<u>230.700</u>	<u>257.700</u>	<u>301.800</u>	<u>328.900</u>	<u>366.700</u>
50	<u>232.100</u>	<u>259.200</u>	<u>303.200</u>	<u>330.300</u>	<u>368.100</u>
51	<u>233.500</u>	<u>260.600</u>	<u>304.600</u>	<u>331.600</u>	<u>369.500</u>
52	<u>234.900</u>	<u>262.000</u>	<u>306.000</u>	<u>333.000</u>	<u>370.900</u>
53	<u>236.200</u>	<u>263.500</u>	<u>307.500</u>	<u>334.400</u>	<u>372.400</u>
54	<u>237.500</u>	<u>265.100</u>	<u>308.900</u>	<u>335.800</u>	<u>373.600</u>
55	<u>238.800</u>	<u>266.700</u>	<u>310.300</u>	<u>337.200</u>	<u>374.800</u>
56	<u>240.100</u>	<u>268.200</u>	<u>311.700</u>	<u>338.600</u>	<u>376.000</u>
57	<u>241.300</u>	<u>269.800</u>	<u>312.800</u>	<u>339.500</u>	<u>377.100</u>
58	<u>242.600</u>	<u>271.400</u>	<u>314.100</u>	<u>340.800</u>	<u>378.100</u>
59	<u>243.800</u>	<u>273.000</u>	<u>315.400</u>	<u>342.000</u>	<u>379.100</u>
60	<u>245.100</u>	<u>274.600</u>	<u>316.800</u>	<u>343.300</u>	<u>380.100</u>
61	<u>246.200</u>	<u>276.100</u>	<u>318.000</u>	<u>344.500</u>	<u>380.700</u>
62	<u>247.500</u>	<u>277.600</u>	<u>319.300</u>	<u>345.400</u>	<u>381.500</u>
63	<u>248.800</u>	<u>279.100</u>	<u>320.600</u>	<u>346.700</u>	<u>382.300</u>
64	<u>250.100</u>	<u>280.600</u>	<u>321.900</u>	<u>348.000</u>	<u>383.100</u>
65	<u>251.100</u>	<u>282.200</u>	<u>323.200</u>	<u>349.100</u>	<u>383.900</u>
66	<u>252.400</u>	<u>283.700</u>	<u>324.500</u>	<u>350.300</u>	<u>384.600</u>
67	<u>253.800</u>	<u>285.200</u>	<u>325.800</u>	<u>351.500</u>	<u>385.400</u>
68	<u>255.200</u>	<u>286.700</u>	<u>327.100</u>	<u>352.600</u>	<u>386.100</u>
69	<u>256.300</u>	<u>288.000</u>	<u>327.900</u>	<u>353.600</u>	<u>386.800</u>
70	<u>257.600</u>	<u>289.500</u>	<u>329.000</u>	<u>354.700</u>	<u>387.400</u>
71	<u>258.900</u>	<u>291.000</u>	<u>330.100</u>	<u>355.800</u>	<u>388.100</u>
72	<u>260.200</u>	<u>292.500</u>	<u>331.000</u>	<u>356.900</u>	<u>388.700</u>
73	<u>261.600</u>	<u>293.700</u>	<u>332.300</u>	<u>357.800</u>	<u>389.400</u>
74	<u>262.900</u>	<u>295.100</u>	<u>333.000</u>	<u>358.900</u>	<u>389.900</u>
75	<u>264.200</u>	<u>296.500</u>	<u>334.200</u>	<u>360.000</u>	<u>390.500</u>
76	<u>265.500</u>	<u>297.900</u>	<u>335.400</u>	<u>361.100</u>	<u>391.000</u>
77	<u>266.500</u>	<u>299.400</u>	<u>336.500</u>	<u>361.800</u>	<u>391.400</u>
78	<u>267.700</u>	<u>300.700</u>	<u>337.700</u>	<u>362.600</u>	<u>392.000</u>
79	<u>269.000</u>	<u>302.000</u>	<u>338.900</u>	<u>363.400</u>	<u>392.600</u>
80	<u>270.300</u>	<u>303.300</u>	<u>340.100</u>	<u>364.200</u>	<u>393.000</u>
81	<u>271.400</u>	<u>304.100</u>	<u>341.200</u>	<u>364.800</u>	<u>393.500</u>
82	<u>272.500</u>	<u>305.300</u>	<u>342.300</u>	<u>365.300</u>	<u>394.100</u>
83	<u>273.600</u>	<u>306.500</u>	<u>343.400</u>	<u>365.900</u>	<u>394.700</u>
84	<u>274.700</u>	<u>307.800</u>	<u>344.500</u>	<u>366.400</u>	<u>395.300</u>

30	<u>202.900</u>	<u>230.700</u>	<u>271.400</u>	<u>298.600</u>	<u>336.900</u>
31	<u>204.200</u>	<u>232.200</u>	<u>273.000</u>	<u>300.300</u>	<u>338.400</u>
32	<u>205.500</u>	<u>233.700</u>	<u>274.600</u>	<u>302.000</u>	<u>339.900</u>
33	<u>206.800</u>	<u>235.200</u>	<u>276.200</u>	<u>303.500</u>	<u>341.600</u>
34	<u>208.100</u>	<u>236.600</u>	<u>277.700</u>	<u>305.100</u>	<u>343.200</u>
35	<u>209.400</u>	<u>238.000</u>	<u>279.200</u>	<u>306.700</u>	<u>344.800</u>
36	<u>210.700</u>	<u>239.400</u>	<u>280.700</u>	<u>308.300</u>	<u>346.400</u>
37	<u>212.100</u>	<u>240.700</u>	<u>282.300</u>	<u>309.900</u>	<u>348.100</u>
38	<u>213.500</u>	<u>242.000</u>	<u>283.800</u>	<u>311.500</u>	<u>349.700</u>
39	<u>214.900</u>	<u>243.300</u>	<u>285.300</u>	<u>313.100</u>	<u>351.300</u>
40	<u>216.300</u>	<u>244.600</u>	<u>286.800</u>	<u>314.700</u>	<u>352.900</u>
41	<u>217.500</u>	<u>245.600</u>	<u>288.400</u>	<u>316.300</u>	<u>354.100</u>
42	<u>218.900</u>	<u>246.900</u>	<u>290.000</u>	<u>317.800</u>	<u>355.600</u>
43	<u>220.300</u>	<u>248.100</u>	<u>291.600</u>	<u>319.300</u>	<u>357.100</u>
44	<u>221.700</u>	<u>249.400</u>	<u>293.200</u>	<u>320.800</u>	<u>358.600</u>
45	<u>223.100</u>	<u>250.600</u>	<u>294.600</u>	<u>322.100</u>	<u>360.200</u>
46	<u>224.600</u>	<u>252.000</u>	<u>296.100</u>	<u>323.500</u>	<u>361.400</u>
47	<u>226.100</u>	<u>253.400</u>	<u>297.600</u>	<u>324.900</u>	<u>362.900</u>
48	<u>227.600</u>	<u>254.800</u>	<u>299.100</u>	<u>326.400</u>	<u>364.200</u>
49	<u>228.900</u>	<u>256.200</u>	<u>300.500</u>	<u>327.700</u>	<u>365.600</u>
50	<u>230.300</u>	<u>257.700</u>	<u>301.900</u>	<u>329.100</u>	<u>367.000</u>
51	<u>231.700</u>	<u>259.100</u>	<u>303.300</u>	<u>330.400</u>	<u>368.400</u>
52	<u>233.100</u>	<u>260.500</u>	<u>304.700</u>	<u>331.800</u>	<u>369.800</u>
53	<u>234.400</u>	<u>262.000</u>	<u>306.200</u>	<u>333.200</u>	<u>371.300</u>
54	<u>235.700</u>	<u>263.600</u>	<u>307.600</u>	<u>334.600</u>	<u>372.500</u>
55	<u>237.000</u>	<u>265.200</u>	<u>309.000</u>	<u>336.000</u>	<u>373.700</u>
56	<u>238.300</u>	<u>266.700</u>	<u>310.400</u>	<u>337.400</u>	<u>374.900</u>
57	<u>239.500</u>	<u>268.300</u>	<u>311.600</u>	<u>338.300</u>	<u>376.000</u>
58	<u>240.800</u>	<u>269.900</u>	<u>312.900</u>	<u>339.600</u>	<u>377.000</u>
59	<u>242.000</u>	<u>271.500</u>	<u>314.200</u>	<u>340.800</u>	<u>378.000</u>
60	<u>243.300</u>	<u>273.100</u>	<u>315.600</u>	<u>342.100</u>	<u>379.000</u>
61	<u>244.500</u>	<u>274.700</u>	<u>316.800</u>	<u>343.300</u>	<u>379.700</u>
62	<u>245.800</u>	<u>276.200</u>	<u>318.100</u>	<u>344.300</u>	<u>380.500</u>
63	<u>247.100</u>	<u>277.700</u>	<u>319.400</u>	<u>345.600</u>	<u>381.300</u>
64	<u>248.400</u>	<u>279.200</u>	<u>320.700</u>	<u>346.900</u>	<u>382.100</u>
65	<u>249.600</u>	<u>280.800</u>	<u>322.000</u>	<u>348.000</u>	<u>383.000</u>
66	<u>250.900</u>	<u>282.300</u>	<u>323.300</u>	<u>349.200</u>	<u>383.800</u>
67	<u>252.300</u>	<u>283.800</u>	<u>324.600</u>	<u>350.400</u>	<u>384.600</u>
68	<u>253.700</u>	<u>285.300</u>	<u>325.900</u>	<u>351.500</u>	<u>385.400</u>
69	<u>254.800</u>	<u>286.600</u>	<u>326.700</u>	<u>352.500</u>	<u>386.200</u>
70	<u>256.100</u>	<u>288.100</u>	<u>327.800</u>	<u>353.600</u>	<u>386.900</u>
71	<u>257.400</u>	<u>289.600</u>	<u>328.900</u>	<u>354.700</u>	<u>387.600</u>
72	<u>258.700</u>	<u>291.100</u>	<u>329.800</u>	<u>355.800</u>	<u>388.300</u>
73	<u>260.100</u>	<u>292.400</u>	<u>331.100</u>	<u>356.700</u>	<u>389.000</u>
74	<u>261.400</u>	<u>293.800</u>	<u>331.900</u>	<u>357.800</u>	<u>389.600</u>
75	<u>262.700</u>	<u>295.200</u>	<u>333.100</u>	<u>358.900</u>	<u>390.200</u>
76	<u>264.000</u>	<u>296.600</u>	<u>334.300</u>	<u>360.000</u>	<u>390.800</u>
77	<u>265.100</u>	<u>298.100</u>	<u>335.400</u>	<u>360.800</u>	<u>391.200</u>
78	<u>266.300</u>	<u>299.400</u>	<u>336.600</u>	<u>361.600</u>	<u>391.800</u>
79	<u>267.600</u>	<u>300.700</u>	<u>337.800</u>	<u>362.400</u>	<u>392.400</u>
80	<u>268.900</u>	<u>302.000</u>	<u>339.000</u>	<u>363.200</u>	<u>393.000</u>
81	<u>270.000</u>	<u>302.900</u>	<u>340.100</u>	<u>363.900</u>	<u>393.500</u>
82	<u>271.100</u>	<u>304.100</u>	<u>341.200</u>	<u>364.500</u>	<u>394.100</u>
83	<u>272.200</u>	<u>305.300</u>	<u>342.300</u>	<u>365.100</u>	<u>394.700</u>
84	<u>273.300</u>	<u>306.600</u>	<u>343.400</u>	<u>365.700</u>	<u>395.300</u>

85	<u>275.600</u>	<u>308.900</u>	<u>345.400</u>	<u>367.000</u>	<u>395.800</u>
86	<u>276.600</u>	<u>310.100</u>	<u>346.400</u>	<u>367.500</u>	<u>396.400</u>
87	<u>277.700</u>	<u>311.300</u>	<u>347.300</u>	<u>368.100</u>	<u>397.000</u>
88	<u>278.800</u>	<u>312.500</u>	<u>348.300</u>	<u>368.600</u>	<u>397.600</u>
89	<u>279.800</u>	<u>313.800</u>	<u>349.400</u>	<u>369.000</u>	<u>398.000</u>
90	<u>280.800</u>	<u>315.000</u>	<u>350.200</u>	<u>369.500</u>	<u>398.500</u>
91	<u>281.800</u>	<u>316.200</u>	<u>351.000</u>	<u>370.100</u>	<u>399.100</u>
92	<u>282.800</u>	<u>317.400</u>	<u>351.800</u>	<u>370.600</u>	<u>399.700</u>
93	<u>283.800</u>	<u>318.300</u>	<u>352.500</u>	<u>370.900</u>	<u>400.200</u>
94	<u>284.800</u>	<u>319.000</u>	<u>353.100</u>	<u>371.400</u>	
95	<u>285.800</u>	<u>319.700</u>	<u>353.800</u>	<u>371.900</u>	
96	<u>286.800</u>	<u>320.300</u>	<u>354.400</u>	<u>372.200</u>	
97	<u>287.700</u>	<u>321.000</u>	<u>354.800</u>	<u>372.800</u>	
98	<u>288.500</u>	<u>321.300</u>	<u>355.200</u>	<u>373.300</u>	
99	<u>289.300</u>	<u>322.000</u>	<u>355.700</u>	<u>373.800</u>	
100	<u>290.200</u>	<u>322.700</u>	<u>356.100</u>	<u>374.300</u>	
101	<u>291.000</u>	<u>323.100</u>	<u>356.600</u>	<u>374.900</u>	
102	<u>291.800</u>	<u>323.700</u>	<u>357.000</u>	<u>375.400</u>	
103	<u>292.600</u>	<u>324.300</u>	<u>357.500</u>	<u>375.900</u>	
104	<u>293.400</u>	<u>324.900</u>	<u>357.900</u>	<u>376.300</u>	
105	<u>294.100</u>	<u>325.300</u>	<u>358.200</u>	<u>376.900</u>	
106	<u>294.600</u>	<u>325.800</u>	<u>358.700</u>	<u>377.400</u>	
107	<u>295.100</u>	<u>326.300</u>	<u>359.200</u>	<u>377.900</u>	
108	<u>295.600</u>	<u>326.800</u>	<u>359.500</u>	<u>378.400</u>	
109	<u>295.800</u>	<u>327.200</u>	<u>360.000</u>	<u>379.000</u>	
110	<u>296.200</u>	<u>327.600</u>	<u>360.500</u>	<u>379.500</u>	
111	<u>296.400</u>	<u>327.900</u>	<u>361.000</u>	<u>380.000</u>	
112	<u>296.800</u>	<u>328.300</u>	<u>361.500</u>	<u>380.500</u>	
113	<u>297.100</u>	<u>328.700</u>	<u>362.000</u>	<u>381.100</u>	
114	<u>297.300</u>	<u>329.100</u>	<u>362.500</u>		
115	<u>297.700</u>	<u>329.500</u>	<u>363.000</u>		
116	<u>298.000</u>	<u>329.800</u>	<u>363.400</u>		
117	<u>298.300</u>	<u>330.000</u>	<u>363.800</u>		
118	<u>298.600</u>	<u>330.300</u>	<u>364.300</u>		
119	<u>298.900</u>	<u>330.700</u>	<u>364.800</u>		
120	<u>299.300</u>	<u>330.900</u>	<u>365.300</u>		
121	<u>299.600</u>	<u>331.100</u>	<u>365.700</u>		
122	<u>300.000</u>	<u>331.400</u>	<u>366.200</u>		
123	<u>300.400</u>	<u>331.700</u>	<u>366.700</u>		
124	<u>300.800</u>	<u>332.000</u>	<u>367.200</u>		
125	<u>301.000</u>	<u>332.200</u>	<u>367.600</u>		
126	<u>301.200</u>	<u>332.500</u>			
127	<u>301.600</u>	<u>332.900</u>			
128	<u>302.000</u>	<u>333.100</u>			
129	<u>302.200</u>	<u>333.200</u>			
130	<u>302.500</u>	<u>333.600</u>			
131	<u>302.900</u>	<u>334.000</u>			
132	<u>303.300</u>	<u>334.200</u>			
133	<u>303.500</u>	<u>334.500</u>			
134	<u>303.800</u>	<u>334.900</u>			
135	<u>304.200</u>	<u>335.300</u>			
136	<u>304.500</u>	<u>335.700</u>			
137	<u>304.700</u>	<u>336.000</u>			
138	<u>305.000</u>	<u>336.400</u>			
139	<u>305.400</u>	<u>336.800</u>			

85	<u>274.200</u>	<u>307.700</u>	<u>344.300</u>	<u>366.400</u>	<u>395.800</u>
86	<u>275.300</u>	<u>308.900</u>	<u>345.300</u>	<u>367.000</u>	<u>396.400</u>
87	<u>276.400</u>	<u>310.100</u>	<u>346.300</u>	<u>367.600</u>	<u>397.000</u>
88	<u>277.500</u>	<u>311.300</u>	<u>347.300</u>	<u>368.200</u>	<u>397.600</u>
89	<u>278.600</u>	<u>312.600</u>	<u>348.400</u>	<u>368.600</u>	<u>398.000</u>
90	<u>279.600</u>	<u>313.800</u>	<u>349.200</u>	<u>369.200</u>	<u>398.500</u>
91	<u>280.600</u>	<u>315.000</u>	<u>350.000</u>	<u>369.800</u>	<u>399.100</u>
92	<u>281.600</u>	<u>316.200</u>	<u>350.800</u>	<u>370.400</u>	<u>399.700</u>
93	<u>282.600</u>	<u>317.100</u>	<u>351.600</u>	<u>370.700</u>	<u>400.200</u>
94	<u>283.600</u>	<u>317.800</u>	<u>352.300</u>	<u>371.200</u>	
95	<u>284.600</u>	<u>318.500</u>	<u>353.000</u>	<u>371.700</u>	
96	<u>285.600</u>	<u>319.100</u>	<u>353.700</u>	<u>372.200</u>	
97	<u>286.500</u>	<u>319.800</u>	<u>354.200</u>	<u>372.800</u>	
98	<u>287.300</u>	<u>320.200</u>	<u>354.700</u>	<u>373.300</u>	
99	<u>288.100</u>	<u>320.900</u>	<u>355.200</u>	<u>373.800</u>	
100	<u>289.000</u>	<u>321.600</u>	<u>355.700</u>	<u>374.300</u>	
101	<u>289.800</u>	<u>322.000</u>	<u>356.200</u>	<u>374.900</u>	
102	<u>290.600</u>	<u>322.600</u>	<u>356.700</u>	<u>375.400</u>	
103	<u>291.400</u>	<u>323.200</u>	<u>357.200</u>	<u>375.900</u>	
104	<u>292.200</u>	<u>323.800</u>	<u>357.700</u>	<u>376.300</u>	
105	<u>292.900</u>	<u>324.200</u>	<u>358.000</u>	<u>376.900</u>	
106	<u>293.400</u>	<u>324.700</u>	<u>358.500</u>	<u>377.400</u>	
107	<u>293.900</u>	<u>325.200</u>	<u>359.000</u>	<u>377.900</u>	
108	<u>294.400</u>	<u>325.700</u>	<u>359.500</u>	<u>378.400</u>	
109	<u>294.600</u>	<u>326.100</u>	<u>360.000</u>	<u>379.000</u>	
110	<u>295.000</u>	<u>326.500</u>	<u>360.500</u>	<u>379.500</u>	
111	<u>295.200</u>	<u>326.900</u>	<u>361.000</u>	<u>380.000</u>	
112	<u>295.600</u>	<u>327.300</u>	<u>361.500</u>	<u>380.500</u>	
113	<u>295.900</u>	<u>327.700</u>	<u>362.000</u>	<u>381.100</u>	
114	<u>296.200</u>	<u>328.100</u>	<u>362.500</u>		
115	<u>296.600</u>	<u>328.500</u>	<u>363.000</u>		
116	<u>296.900</u>	<u>328.800</u>	<u>363.400</u>		
117	<u>297.200</u>	<u>329.100</u>	<u>363.800</u>		
118	<u>297.500</u>	<u>329.500</u>	<u>364.300</u>		
119	<u>297.800</u>	<u>329.900</u>	<u>364.800</u>		
120	<u>298.200</u>	<u>330.300</u>	<u>365.300</u>		
121	<u>298.500</u>	<u>330.500</u>	<u>365.700</u>		
122	<u>298.900</u>	<u>330.900</u>	<u>366.200</u>		
123	<u>299.300</u>	<u>331.300</u>	<u>366.700</u>		
124	<u>299.700</u>	<u>331.700</u>	<u>367.200</u>		
125	<u>299.900</u>	<u>331.900</u>	<u>367.600</u>		
126	<u>300.200</u>	<u>332.200</u>			
127	<u>300.600</u>	<u>332.600</u>			
128	<u>301.000</u>	<u>332.900</u>			
129	<u>301.200</u>	<u>333.000</u>			
130	<u>301.600</u>	<u>333.400</u>			
131	<u>302.000</u>	<u>333.800</u>			
132	<u>302.400</u>	<u>334.200</u>			
133	<u>302.600</u>	<u>334.500</u>			
134	<u>303.000</u>	<u>334.900</u>			
135	<u>303.400</u>	<u>335.300</u>			
136	<u>303.800</u>	<u>335.700</u>			
137	<u>304.000</u>	<u>336.000</u>			
138	<u>304.300</u>	<u>336.400</u>			
139	<u>304.700</u>	<u>336.800</u>			

140	<u>305,700</u>	<u>337,200</u>					140	<u>305,100</u>	<u>337,200</u>				
141	<u>305,900</u>	<u>337,500</u>					141	<u>305,300</u>	<u>337,500</u>				
142	<u>306,300</u>	<u>337,900</u>					142	<u>305,700</u>	<u>337,900</u>				
143	<u>306,700</u>	<u>338,300</u>					143	<u>306,100</u>	<u>338,300</u>				
144	<u>307,000</u>	<u>338,700</u>					144	<u>306,400</u>	<u>338,700</u>				
145	<u>307,100</u>	<u>339,000</u>					145	<u>306,500</u>	<u>339,000</u>				
146	<u>307,400</u>	<u>339,400</u>					146	<u>306,900</u>	<u>339,400</u>				
147	<u>307,700</u>	<u>339,800</u>					147	<u>307,300</u>	<u>339,800</u>				
148	<u>308,100</u>	<u>340,200</u>					148	<u>307,700</u>	<u>340,200</u>				
149	<u>308,300</u>	<u>340,500</u>					149	<u>307,900</u>	<u>340,500</u>				
150	<u>308,500</u>	<u>340,900</u>					150	<u>308,200</u>	<u>340,900</u>				
151	<u>308,800</u>	<u>341,300</u>					151	<u>308,500</u>	<u>341,300</u>				
152	<u>309,100</u>	<u>341,700</u>					152	<u>308,800</u>	<u>341,700</u>				
153	<u>309,500</u>	<u>342,000</u>					153	<u>309,200</u>	<u>342,000</u>				
154	<u>309,700</u>						154	<u>309,500</u>					
155	<u>309,900</u>						155	<u>309,700</u>					
156	<u>310,200</u>						156	<u>310,000</u>					
157	<u>310,600</u>						157	<u>310,400</u>					
158	<u>310,900</u>						158	<u>310,700</u>					
159	<u>311,200</u>						159	<u>311,000</u>					
160	<u>311,500</u>						160	<u>311,300</u>					
161	<u>311,900</u>						161	<u>311,700</u>					
162	<u>312,200</u>						162	<u>312,000</u>					
163	<u>312,500</u>						163	<u>312,300</u>					
164	<u>312,800</u>						164	<u>312,600</u>					
165	<u>313,200</u>						165	<u>313,000</u>					
166	<u>313,500</u>						166	<u>313,300</u>					
167	<u>313,800</u>						167	<u>313,600</u>					
168	<u>314,100</u>						168	<u>313,900</u>					
169	<u>314,500</u>						169	<u>314,300</u>					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

【議案第 126 号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号)
一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
（支給方法） 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	（支給方法） 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（支給方法） 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	（支給方法） 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第 127 号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第 128 号関係】

三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第60号)
一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
(期末手当等) 第4条 教育長の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 教育長の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
(期末手当等) 第4条 教育長の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 教育長の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第 129 号関係】

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例(平成25年三豊市条例第3号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
（基本賃金） 第4条 臨時的任用職員等の基本賃金の額は、1月につき<u>33万</u> <u>円</u>を超えない範囲内で規則で定めるものとする。	（基本賃金） 第4条 臨時的任用職員等の基本賃金の額は、1月につき<u>300,</u> <u>000円</u>を超えない範囲内で規則で定めるものとする。

【議案第 130 号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略	（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略

【議案第 131 号関係】

三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第6条 市長は、保育所の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に保育所の管理を行わせることができる。</u> <u>2 前項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u> <u>(1) 児童の保育に関する業務</u> <u>(2) 保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する事務のうち、保育の実施の決定等市長のみの権限に属する事務を除く業務</u> (委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【議案第 132 号関係】

三豊市放課後児童クラブ条例(平成20年三豊市条例第4号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8第1項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため、三豊市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置し、その管理及び利用について必要な事項を定めることにより、対象児童の健全な育成及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。 第2条 児童クラブの対象児童は、法第6条の3第2項の規定に基づき、<u>三豊市立小学校に就学している児童</u>（以下「児童」という。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。	第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため、三豊市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置し、その管理及び利用について必要な事項を定めることにより、対象児童の健全な育成及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。 第2条 児童クラブの対象児童は、法第6条の3第2項の規定に基づき、<u>三豊市立小学校に就学している概ね10歳未満の児童その他健全育成上指導を要する児童</u>(以下「児童」という。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

【議案第 133 号関係】

三観衛生組合規約(昭和 41 年香川県知事許可) 一部変更 新旧対照表(抄)

変更後 (案)	現 行
(組合の共同処理する事務) 第3条 この組合は、別表1の処理区域に係るし尿処理場の設置、管理及び運営に関する事務(平成 27 年 3 月 31 日までに搬入されたし尿の処理に係るものに限る。)を共同処理する。	(組合の共同処理する事務) 第3条 この組合は、別表1の処理区域に係るし尿処理場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

【議案第 134 号～議案第 142 号関係】

香川縣市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）
一部変更 新旧対照表（抄）

変更後（案）		現 行	
別表第 1		別表第 1	
善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市町 （十郷地区）山林組合 まんのう町外三ケ市町（七箇地区） 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 <u>三豊総合病院企業団</u> 三観衛生組合 香川県 観音寺市 学校組合 香川県 中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆医療組合 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区		善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市町 （十郷地区）山林組合 まんのう町外三ケ市町（七箇地区） 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 <u>三豊総合病院企業団</u> <u>土庄町小豆島町環境衛生組合</u> 三観衛生組合 香川県 <u>三豊市</u> 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆医療組合 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区	
別表第 2		別表第 2	
共同処理する事務	構成団体	共同処理する事務	構成団体
1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 <u>三豊総合病院企業団</u> 三観衛生組合 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 香川縣市町総合事務組合	1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 <u>三豊総合病院企業団</u> <u>土庄町小豆島町環境衛生組合</u> <u>三豊市</u> 三観衛生組合 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 香川縣市町総合事務組合
2～7 略	略	2～7 略	略

8 地方 公務員 災害補 償法(昭 和 42 年 法律 第 121 号) 第 69 条 及び 第 70 条の 規定に 基づく 議会の 議員そ の他非 常勤の 職員に 係る公 務災害 又は通 勤によ る災害 補償に 関する 事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町 外二ケ市町(十郷地区) 山林組合 まんのう 町外三ケ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川 防災溜池事業組合 <u>三豊総合病院企業団</u> 三 豊市 観音寺市 観衛生組合 香川県 学校組合 香川 県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組 合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山 林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広 域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中 讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組 合 三木・長尾葬斎組合 小豆医療組合 香 川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医 療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田 財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産 区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三 木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町 井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財 産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第 二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産 区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産 区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区
略	

別表第 3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
6	1 人	土庄町 伝法川防災溜池事業組 合 小豆地区広域行政事務組合 小豆医療組合 土庄町大鐸財産 区 土庄町大部財産区
略		

略		
---	--	--

| 略 | | |

8 地方 公務員 災害補 償法(昭 和 42 年 法律 第 121 号) 第 69 条 及び 第 70 条の 規定に 基づく 議会の 議員そ の他非 常勤の 職員に 係る公 務災害 又は通 勤によ る災害 補償に 関する 事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町 外二ケ市町(十郷地区) 山林組合 まんのう 町外三ケ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川 防災溜池事業組合 <u>三豊総合病院企業団</u> <u>土 庄町小豆島町環境衛生組合</u> 三観衛生組合 三豊市 観音寺市 香川県 学校組合 香川 県中部広域 競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広 域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東 かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事 務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長 尾葬斎組合 小豆医療組合 香川縣市町総合 事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽 財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大 鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡 財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産 区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財 産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美 合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財 産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財 産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財 産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財 産区	
略		

別表第 3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
6	1 人	土庄町 伝法川防災溜池事業組 合 土庄町小豆島町環境衛生組 合 小豆地区広域行政事務組合 小豆医療組合 土庄町大鐸財産 区 土庄町大部財産区
略		

略		
---	--	--

| 略 | | |

【議案第 152 号関係】

三観広域行政組合格約(昭和46年香川県知事許可) 一部変更 新旧対照表(抄)

変更後(案)	現 行																
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務。</u> (6)～(15) 略 別表(第12条関係) 関係市が負担する負担割合 <table> <tr> <th>区分</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務</u></td><td>均等割</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	割合	略	略	<u>組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務</u>	均等割	略	略	(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 老人福祉法に基づく、養護老人ホームの設置及び運営管理並びに老人短期入所事業の運営に関する事務。</u> (6)～(15) 略 (16) 関係市の創造的、一体的な振興整備に関する事務。 別表(第12条関係) 関係市が負担する負担割合 <table> <tr> <th>区分</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>養護老人ホーム</u></td><td>均等割</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	割合	略	略	<u>養護老人ホーム</u>	均等割	略	略
区分	割合																
略	略																
<u>組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務</u>	均等割																
略	略																
区分	割合																
略	略																
<u>養護老人ホーム</u>	均等割																
略	略																